

令和7年第3回京田辺市教育委員会定例会議事日程

令和7年3月18日(火)

午後2時開会

市役所3階305会議室

- 1 開会宣告
- 2 議事日程報告
- 3 日程第1 教育行政報告
- 4 日程第2 報告第12号 京田辺市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
- 5 日程第3 報告第13号 扶養手当等に係る認定等に関する事務を京田辺市立学校長に委任する規程の一部改正について
- 6 日程第4 報告第14号 京田辺市留守家庭児童会の運営等に関する条例施行規則の一部改正について
- 7 日程第5 議案第10号 京田辺市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正について
- 8 日程第6 議案第11号 京田辺市外国語指導助手取扱規則の一部改正について
- 9 日程第7 議案第12号 京田辺市立学校水泳プール管理及び運営に関する規則の廃止について
- 10 日程第8 議案第13号 学校運営協議会を設置する学校（コミュニティ・スクール）の指定について
- 11 日程第9 議案第14号 京田辺市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部改正について
- 12 日程第10 協議 複合型公共施設における公民館・図書館機能について
- 13 日程第11 議案第15号 京田辺市立図書館協議会委員の委嘱について
- 14 閉会宣告

令和7年第3回教育委員会定例会出席者名簿

教育長	山岡弘高
委員（教育長職務代理者）	藤原孝章
委員	上村真代
委員	伊東明子
委員	藤井直

■説明のために出席を求めた者

教育委員会事務局

教育部長	櫛田浩子
教育指導監 （こども・学校サポート室長 事務取扱兼務）	片山義弘
教育部副部長 （教育総務室長 事務取扱兼務）	古谷隆之
教育総務室担当課長	平岡孝章
こども・学校サポート室総括指導主事	勝又靖志
学校教育課長	田原暁
学校給食課長 （学校給食センター所長 事務取扱兼務）	西村明
社会教育課長 （中央公民館長 事務取扱兼務）	出島ケイ
社会教育課担当課長 （中央図書館長 事務取扱兼務）	七五三和広

■事務局書記職員

教育総務室総務係長	近藤隆充
教育総務室再任用主査	鈴木勝浩

令和7年第3回京田辺市教育委員会定例会

教育行政報告

R07/02/20 ~ R07/03/18

1. 教育行政報告

2月

27日 (木)	令和7年第2回教育委員会臨時会 市立小・中学校長会議	保健センター 中央公民館
28日 (金)	市議会本会議(代表質問) 教頭・教務主任等研修会	議場 田辺中学校

3月

1日 (土)	同志社大学体育会クラブスポーツコミュニケーション事業 (ハンドボール) 市スポーツ賞表彰式	同志社大学 中央公民館
3日 (月)	市議会本会議(一般質問①)	議場
4日 (火)	市議会本会議(一般質問②)	議場
5日 (水)	市議会本会議(一般質問③)	議場
6日 (木)	文教福祉常任委員会 文教福祉常任委員協議会	委員会室 議会会議室
8日 (土)	第35回北部ふれあい祭 (~9日) 平和について学ぶ子ども映画上映会 箏曲演奏会	北部住民センター 中央公民館 京都府立芸術会館
9日 (日)	かんぽ生命杯カローリング大会	中央体育館
13日 (木)	予算特別委員会(こども未来部・健康福祉部・教育部)	委員会室
14日 (金)	中学校卒業証書授与式 経営会議	各中学校 403会議室
17日 (月)	令和7年第3回教育委員会臨時会	403会議室
18日 (火)	幼稚園修了証書授与式 第3回教育委員会定例会	各幼稚園 305会議室

2. 議会報告

議会報告

令和7年第1回京田辺市議会定例会

1. 令和7年2月28日開催 本会議 代表質問 p. 1～3
2. 令和7年3月3日、4日、5日開催 本会議 一般質問 p. 4～9

令和7年第1回京田辺市議会定例会代表質問質疑答弁

質問		回答	
質問者	内容	答弁者	内容
片岡勉 (NEXT京田 辺)	3-(2) ア タブレット端末の当初の導入から4年 程度が経過する中、更新が必要となる が、端末の活用について、教員間の活 用格差の解消、学習に有用なアプリの 導入・活用の仕方など、効率的に情報 共有やや水平展開する仕組みとその状況 について問う。	教育部長	各校から担当者が出席する「本市ICT教育推進部会」を各学期に1回程度実施して おり、教育活動に有用なアプリケーションの導入にあたっての検討や、活用方法に ついて交流できた機会を設けるとともに、担当指導主事の指導助言のもと、各校の 実態に合わせた取組みが行えるよう努めている。 また、「市学力向上対策会議」において各校の担当者が出席し、タブレット端末を 活用した公開授業を行い、教職員が学び合うことで、教員間の活用格差の解消と、 タブレットの有効活用に努めている。
片岡勉 (NEXT京田 辺)	3-(2) イ 「(仮称)新しい学校づくりプラン」 と「学校施設長寿命化計画」につい て、一体的に取り組む計画として策 定・改定を進めるとあるが、どのよう な枠組みで検討・策定を進めるのか問 う。	教育部長	(仮称)京田辺市新しい学校づくりプランと京田辺市学校施設長寿命化計画は、と もに市立小中学校の施設に係る計画として策定・改定するものである。 新しい学校づくりプランにおいては、新しい時代の学びを支える学習環境の整備 等に係る基本的な方針を学校教育審議会の議論・答申を踏まえて示し、長寿命化計 画では、当該方針に基づき長寿命化改修等の施設整備に関する具体的方針及び実施 計画を定めることから、両計画の整合性を確保する必要がある。 そのため、庁内に設置した関係部長級職員による学校施設整備推進会議において、 総合的な調整を行いながら、検討・策定を進めてまいりたいと考えている。
有田幸平 (日本維新の 会・無所属南 部の会)	3-(4) ア 「子どもみんなか社会」の実現にお いて、市民と行政が一体となって次世 代の子どもたちに対する切れ目のない 支援・教育が必要と考えるが、今年度 進めていく事業について問う。	教育部長	子どもたちに対する切れ目のない支援については、日頃から保護者との連携を密に し、各学校、園所及び関係部局や外部機関と連携を図り支援に努めている。 その中で就学に不安のある児童生徒に対しては、就学相談委員会において協議し、 保護者が子どもにとってより良い就学先を判断できるよう支援している。 令和7年度は、教育相談に加え、発達検査に係る機能の充実を図り、関係機関とよ り一層連携していく。
有田幸平 (日本維新の 会・無所属南 部の会)	3-(4) ウ 留守家庭児童会において民間活力の導 入、サービスの向上を図るとあるがそ の具体的な取組について問う。	教育部長	留守家庭児童会の民間委託については、令和7年度から松井ヶ丘留守家庭児童会で 開始するが、これまでの保育の時間である午前8時から午後6時30分に加え、受 託業者独自の有料サービスとして、午前7時30分から8時と、午後6時30分か ら7時の、それぞれ30分ずつ延長されるほか、令和7年度の夏休みから、保護者 がオンラインでお申し込みいただく弁当配達サービスを、長期休業期間等に実施さ れる。 民間活力の導入により、利便性の向上が図られることから、今後は民間委託を進め ながら、市全体の受入体制が充実するよう努めていく。

質問		回答	
質問者	内容	答弁者	内容
有田幸平 (日本維新の 会・無所属南 部の会)	3-(4) エ 児童生徒数の偏在解消に向けた取組に ついて問う。	教育部長	児童生徒数の偏在解消に向けて、培良中学校に学校選択制度を導入し、令和7年度は、今年度を超える29人の生徒が校区外から転入学する予定となっている。培良中学校の生徒数の増加が、市内の他中学校との偏在解消に寄与しており、昨年12月の学校教育審議会の答申においても、令和8年度からの10年間の対策として学校選択制度の活用が示されたところである。そのため、本答申を踏まえた更なる対策について、今後、市教育委員会の方針として明らかにしていきたいと考えている。
有田幸平 (日本維新の 会・無所属南 部の会)	3-(4) オ 部活動の地域移行推進、地域クラブ活 動に対する支援について問う。	教育部長	現在試行実施している地域クラブ活動に対しては、京都府の実証事業も活用しながら、指導者や参加生徒のスポンズ保険料や指導者への謝金など、活動にあたっての費用を支援している。令和7年度についても、試行実施できる地域クラブ活動に対して、同様の支援を行っていく予定である。今後の運営にあたっては様々な課題がございますが、学校部活動の地域移行推進協議会において、指導者への支援を含めた課題を整理しながら、取り組んでいく。
増富理津子 (日本共産党 京田辺市議会 議員団)	3-(6) ア 学校給食の無償化を求める。	教育部長	学校給食法において、給食食材の購入に係る経費分(食材費)は保護者の負担とされ、給食費は無償化は考えていないが、給食費の無償化に係る報道もされていることから、今後の国の動向を注視してまいりたい。

質問		回答	
質問者	内容	答弁者	内容
向川弘 (公明党)	4- (4) ア 松井ケ丘留守家庭児童会で延長保育や長期休業中の宅配弁当の実施をするところがあるが、延長保育の時間帯や弁当の取組の内容等を問う。	教育部長	松井ケ丘留守家庭児童会で実施予定の保育の時間帯については、これまでの午前8時から午後6時30分に加え、受託業者独自の有料サービスとして、午前7時30分から8時と、午後6時30分から7時で、それぞれ30分ずつ延長される。弁当配食サービスについては、令和7年度の夏休みから、長期休業期間等に実施され、保護者がオンラインでお申し込みいただく。
向川弘 (公明党)	4- (4) イ 小・中学校の体育館等に空調設備の設置に取り組むとしている、各校の工事期間中のスケジュールを問うとともに、工事期間中の学校行事やクラブ活動等の代替方法や日程調整等を問う。	教育部長	小・中学校の体育館等への空調設備の設置に係る工事スケジュールにつきましては、施工業者が決定してから具体的に調整することとなりますが、現時点では、体育館等が使用できない期間は、室内機の設置などを行う秋から冬の間に約3ヶ月を想定している。 現在、各校において、学校行事、部活動等に支障を来さないよう可能な限りスケジュールの調整を行っているほか、学校からの要望に基づき、田辺中央体育館や住民センターの優先利用について調整を行っているところである。

令和7年第1回京田辺市議会定例会一般質問質疑答弁

質問		回答	
質問者	内容	答弁者	内容
長田 和也 (NEXT京田辺)	2－(1) 多様な学びに対応した教室づくりについて問う。	教育部長	個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させるために学びのスタイルが多様化している現状を踏まえ、本年1月に「新しい時代の学びを支える学習環境の整備」に係る基本的な考え方について京田辺市学校教育審議会に諮問したところである。 審議会から答申をいただいた後、教育委員会において、多様な学びに対応した教室づくりを含めた学習環境の具体的な整備方針を令和7年度中に策定予定の（仮称）京田辺市新しい学校づくりプランの中で示した上で、速やかに対策を進めてまいりたいと考えている。
長田 和也 (NEXT京田辺)	2－(2) 校内教育支援センターについて問う。	教育部長	本市では、京都府の事業である不登校児童生徒支援システム構築事業を活用し田辺中学校と三山木小学校で校内教育支援センターを設置しているところである。 現在は、田辺中学校で15名程度、三山木小学校では5名程度が利用しており、教室に入りづらい児童生徒が、教室ではない別の場所での学習や少人数での活動を行っている。 校内教育支援センターがあることにより登校できたり、日によっては教室に入ったり学習できたりする児童生徒もおおり、不登校児童生徒数は、両校とも昨年度に比べて減少している。
長田 和也 (NEXT京田辺)	2－(3) 部活動地域移行の状況と今後のスケジュールについて問う。	教育部長	部活動の地域移行の状況につきましては、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会の確保や地域の社会教育活動の活性化を目指して、まずは令和8年度中に休日の学校部活動を地域に移行することができるよう、学校部活動の地域移行推進協議会で課題を整理しながら進めている。 11月以降、ハンドボールと剣道で地域で指導者による活動を試行実施し、1月末には陸上教室を試行した。 今後は、試行実施した成果を踏まえ、協議会において様々な課題を整理し、令和7年度には、さらに試行実施できる部活動を増やしながら進めていく予定としている。
河田 美穂 (公明党)	4 公立中学校の部活動の地域移行のため の受け皿となる、適切な民間団体や外部指導者をどう確保するのかなど、進捗状況は。	教育部長	部活動地域移行の受け皿となる団体や指導者の確保については、今年度、3つの部活動で試行実施したが、ハンドボールと剣道においては、各種目の団体に協力いただき、地域の方や希望する教員が指導に当たった。また、陸上競技においては、実業団で陸上競技をされている現役の選手に指導いただいた。 今後は、試行実施できる部活動を増やししながら、令和8年度中に休日の学校部活動を地域移行できるよう、これまでの活動の成果と課題を整理し、地域のスポーツ団体や大学、企業などとの連携の在り方を協議してまいりたい。

質問	回答
質問者	答弁者
質問内容	回答内容
河田 美穂 (公明党) 5-(1) 保護者の不安をしつかり受け止める相 談など、現在はこのように進めている のか。	教育部長 就学相談の進め方については、各園所及び学校から提出される子どもの日常の様子や支援などをまとめた資料や、発達検査の結果をもとに、小中学校教職員、福祉、医療、特別支援学校の関係者が参加する就学相談委員会において協議し、より良い就学先についての確認を行っている。 その後、各園所及び学校では、その確認内容をもとに、保護者が子どもにとってより良い就学先を判断できるよう支援している。 なお、各園所や学校では、日頃から保護者との連携を密にし、子どもの成長や就学にあたっての不安を少しでも解消できるよう、信頼関係の構築に努めている。
吉高 裕佳子 (無党派) 1-(2)イ 「地産地消と食の体験・食文化」の分野では、重点的な取組として、学校給食に地場産食材を活用すること。生産者、事業者、飲食店等の活動で地産地消を推進することなどが挙げられている。 料理体験や農業体験などの活動の促進、伝統食などの食文化の継承も含め、現在までの実績と今後の取組は。	教育部長 地場産食材の活用につきましては、学校給食で提供するお米に、今年度から京田辺市産の特別栽培米ヒノヒカリを使用しているなど、現在の地場産食材使用割合は約23%となっている。 小中学校における体験活動につきましては、食生活改善推進員の方に協力していただく味噌汁づくりや、菜の花の収穫、稲作体験等の農業体験など、様々な体験を実施している。 また、給食週間等の取組を通して、抹茶を使った献立や、伝統行事に合わせた献立を工夫するなど、食への興味を持てるよう取り組んでいる。 今後も、地場産食材の活用を含め、児童生徒が様々な食材と出会い、食への興味関心と地域への愛着が高まるよう、取組を進めていく。
吉高 裕佳子 (無党派) 1-(3) 京田辺市学校給食センター（はぐくみ）について。期待の声を受け、令和6年度から始まった中学校給食は、開始からまもなく1年が経つが教職員、保護者、生徒等からはどのような声が上がっているのか。子どもたちの健康と食を守るという視点で、教育委員会としてはどのような評価をし、進めたいと考えているのかを見解を問う。	教育部長 今年度から中学校給食を開始したことに伴い、中学校において保護者を対象とした給食試食会を開催し、アンケート調査を行ったところ、栄養バランスのとれた献立や、徹底した衛生管理による調理など、中学校給食について安心したとの感想をいただいたほか、教職員からも栄養バランスのとれた学校給食の提供により、食生活の改善に繋がっているとの声をいただいている。 また、中学生を対象にしたアンケート調査では、「給食はおいしいと感じますか」の問いに対して、約85%の生徒から肯定的な回答をいただいている。 さらに、学校給食センターに近い培良中学校の生徒会代表が毎学期終了時に学校給食センターを訪れ、給食調理への感謝の気持ちを調理師に伝えていただくなど、給食を通して交流にも繋がっており、改めて学校給食が果たす役割は大きいものと認識したところである。 今後引き続き、成長期にある生徒の心身の健全な発達に向け、安全・安心で栄養バランスのとれた学校給食の提供に取り組んでいく。

質問		回答	
質問者	内容	答弁者	内容
岡本 亮一 (日本共産党京 田辺市議会議員)	2- (1) 2024年度から学校選択制度が導入されたが、25年度は何名の生徒が培良中学校に転入学する予定なのか。また、これまでの評価と課題を問う。	教育部長	培良中学校に導入した学校選択制度を活用し、令和7年度に校区外から転入学する予定の生徒は、29名となっている。令和6年度当初の25名を超える生徒が培良中学校に転入学することで、現在、課題となっている学校の偏在の解消に一定の効果があるものと認識している。また、校区外から生徒を受け入れることや、特色化の推進に当たって必要となる様々な学校の対応に対して、教育委員会がいかに支援していくかが課題であると認識している。
岡本 亮一 (日本共産党京 田辺市議会議員)	2- (2) 同プランでは、学校規模・学校配置の適正化に係る計画を定めるとしているが、大規模校及び過大規模校により生じる課題について、以下の点を問う。 ア集団生活において、異学年との交流の機会が減少していると考えるが、その認識を問う。 イ児童生徒1人当たりの運動場や体育館等の面積が狭く、授業の割当てやイベント等の調整が難しくなるなど、教育活動に支障が生じていると考えらるがどうか。また、災害発生時における児童生徒の避難経路及び避難場所について、適切に確保されているのかを問う。	教育部長	市内小中学校においては、異学年との交流の機会として、各校の特色を生かしながら、小学校では縦割りグループ活動を各学期に数回、年間を通じて行っており、中学校では委員会活動や部活動で日常的に交流が行われている。三山木小学校と田辺中学校も同様であり、他の小中学校と比べて交流の機会が少ないとは考えていない。両校の運動場等については、代替グラウンドでの体育授業・部活動の実施など、教育活動に支障を来さないよう取り組みや調整を行っている。また、避難訓練を年3回実施し、全校児童生徒が安全に避難できるよう経路や場所の確認を行っているところである。
岡本 亮一 (日本共産党京 田辺市議会議員)	2- (3) 今後同小・中学校は、長期間にわたる過大規模校や大規模校が継続すると予測されるが、どのように解消されようとしているのかを問う。	教育部長	現在、三山木小学校は過大規模校となっており、田辺中学校は、培良中学校で導入した学校選択制度の効果が寄与しているものの、校区内における開発等により両校ともに、しばらくは現状の規模が続く見込みである。これらの対策につきましては、昨年12月に示された学校教育審議会の答申を踏まえ、今後、市教育委員会の方針として明らかにしていきたいと考えているところである。

質問		回答	
質問者	内容	答弁者	内容
岡本 亮一 (日本共産党京 田辺市議会議 員団)	2-(4) 同プランでは、個別学習やグループ学習が行なわれることから、教室も含めた学習環境の整備に係る基本的な考え方を定めて問う。	教育部長	個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させるために学びのスタイルが多様化している現状を踏まえ、本年1月に「新しい時代の学びを支える学習環境の整備」に係る基本的な考え方について京田辺市学校教育審議会に諮問したところである。 審議会から答申をいただいた後、教育委員会において、多様な学びに対応した教室づくりを含めた学習環境の具体的な整備方針を令和7年度中に策定予定の(仮称)京田辺市新しい学校づくりプランの中で示した上で、速やかに対策を進めてまいりたいと考えている。
岡本 亮一 (日本共産党京 田辺市議会議 員団)	2-(5) 同プランでは、今後、プール敷地の有効活用やドライシステムの導入が課題となっている小学校給食室の整備等を進めるとしているが、その内容について問う。	教育部長	(仮称)京田辺市新しい学校づくりプランでは、小学校の給食室とプール敷地のあり方に関する基本的な考え方を定めることとしている。 現在、庁内の検討会議等において検討を進めているところであり、具体的内容につきましましては、令和7年度中に策定する同プランにおいて明らかにしてまいりたい。
国重 昂平 (自民一新会)	1-(1) 昨年度から培良中学校の特色化に伴い、市内他の2中学校から培良中学校へ通学できる手法を取られているが、培良中学校の特色化の効果と来年度はどのようなことを考えているのかについて問う。	教育部長	培良中学校の特色化事業の一つとして、ALTの専任配置や英語検定受検に要する経費の補助などに取り組んでいるが、全国学力・学習状況調査の英語関係の質問における肯定的な回答率が、市内3中学校で培良中学校が1番高くなるなど、特色化による成果の一つと認識している。 今年度の学校説明会で実施したアンケートでも、特色化の取組への関心が高く、令和7年度は29名の生徒が学校選択制度を活用して培良中学校へ転入学する予定であり、現在、課題となっている学校間の偏在の解消に一定の効果があるものと認識している。 来年度の取組につきましましては、理系教育の推進のため生徒の興味や知的好奇心を高められるような授業を行うほか、引き続き英語学習や様々な体験を通じた協働的な学びの充実などに取り組んでいく。
国重 昂平 (自民一新会)	1-(2) 本市の学校教育審議会では、昨年12月に「京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について」の答申をされた。この答申の中で学校選択制度の活用が示されているが、現在の検討状況について問う。	教育部長	昨年12月の学校教育審議会の答申では、児童生徒数の偏在解消に向けた令和8年度からの10年間の対策として、学校選択制度の活用が示されたところである。 本答申を踏まえたと具体的な対策については、今後、市教育委員会の方針として明らかにしてまいりたいと考えている。

質問		回答	
質問者	内容	答弁者	内容
国重 昂平 (自民一新会)	1-(3) 現在、市内中学校の中で大住中学校のみが自転車通学が認められていないが、山手西や山手南の中では、通学に約1時間要する現状である。大住中学校も自転車通学を認めるべきではないかと考えるが、市教育委員会の考えについて問う。	教育部長 教育部長	現在、大住中学校は、自転車通学を認めていないが、山手南や山手西から徒歩で相当な時間をかけて通学している生徒がいることも認識している。 温暖化等により、近年は炎天下で長時間通学する生徒の健康面に与える影響が大きくなってきているほか、先の学校教育審議会の答申では、学校選択制度の活用とあわせて自転車による通学の検討が示されたところである。 そのため、遠距離通学をする生徒に対し、交通安全教室の開催など事故防止に向けた取り組みを行った上で、自転車通学を認める方向で大住中学校と具体的な検討を進めてまいりたい。
次田 典子 (無党派)	3-(1) 公立学校で学ぶ外国ルーツの子どもが支援学級に編入する際に、外国ルーツの子どもの保護者に対し、発達検査の制度などについて十分な説明をしているのか。もし、保護者が十分に理解されていないまま子どもが支援学級に編入されていけば、人権侵害ではないのか。	教育部長	特別支援学級への入級においては、該当児童生徒の状況を、発達検査結果を含めて客観的に把握し、特別支援学級での個に応じた教育計画を保護者に説明した上で、相談しながら進めている。 この流れは外国ルーツの子どもたちに対しても同様に進めているが、言語やこれまでの学びに関することにより発達検査に影響があると思われる場合は、その内容について保護者と相談し、理解いただけるよう説明した上で、保護者から特別支援学級入級に係る入級届を提出していただくことで、意思確認を行っている。
次田 典子 (無党派)	3-(2) (3) 在住外国人の就学状況と今後の教育保障をするための対策について。 公立夜間中学も学びの選択肢の一つとして設置すべきだ。	教育部長	本市の学齢相当の外国人の子どもは、令和6年5月1日現在37人で、うち25人が市立小学校をはじめとする義務教育諸学校に、9人が外国人学校に就学している。 市立小中学校に在籍する外国人の子どもの進学に当たっては、志望校との連携や、必要に応じ、京都市立洛友中学校、京都府国際センターなどとの連携を進めていく。 なお、夜間中学の設置は広域的な対応が必要な施策であることから、引き続き京都府教育委員会に協議会の設置を働きかけてまいりたいと考えている。

質問		回答	
質問者	内容	答弁者	内容
早川 由紀夫 (日本維新の 会・無所属 部の会)	9- (1) (2) (3) (4) 教室棟などの施設の老朽化、電気・ガス・給排水設備・空調設備や建物附属設備等の劣化に対する安全点検、維持補修や安全ガラスへの取替え、突起物などの状況把握及び今後の更新整備の見直しを問う。 教室用机・椅子など基本備品、体育・運動用具や遊具などの安全点検、事務機器・視聴覚機器や書架等の固定・転倒防止措置、窓・階段・バルコニーなどかからの転落防止措置などの状況把握・安全措置及び今後の維持管理や補修・更新整備の見直しを問う。 学校教育施設や子育て支援施設における防犯防災訓練、安全教育や備えの状況と非常時(事件・事故発生)、災害発生時の学校の等としての対応を問う。 上記にかかる安全管理マニュアルの策定、安全点検要領の活用、安全点検計画、や点検表・項目による実施状況及びその評価を問う。	教育部長	学校施設については、国の「学校における安全点検要領」に基づき、教職員による安全点検を毎月実施しているほか、今年度導入した包括管理業務において、躯体や建物附属設備などは毎月、設備機器の転倒、ガラスの飛散、階段等における転落事故を未然に防止するための安全確認は学期毎に、専門業者が巡回点検を実施しているところである。 さらに、今年度は、新たに建築基準法に基づく点検を全校で実施するとともに、天井や収納棚、体育館のバスケットゴールなど非構造部材の点検を3カ年の計画で開始した。 遊具についても、別途定期点検を毎年実施しており、これらの点検によって発見された不具合については適宜補修等の対応を行っている。 また、教室用の机・椅子、体育・運動用具などの備品に関しては、日々の授業の中で教員が確認をして、不具合があれば適宜交換している。 今後の学校施設の更新整備については、令和7年度に「京田辺市学校施設長寿寿命計画」を改定し、同計画において明らかにしてまいりたい。 なお、各学校においては、学期毎に実施する避難訓練にあわせて安全教育を実施しているほか、国の手引きに基づいた「危険等発生時対応要領」を整備しており、災害等の発生に備えているところである。

報告第12号

京田辺市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

京田辺市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり定めることとしたので報告する。

令和7年3月18日 提出

京田辺教育委員会教育長 山 岡 弘 高

(報告理由)

本件は、京田辺市事務決裁規程の見直しが実施されることに伴い、教育委員会においても、整合を図るため、所要の改正を行うこととしたので報告するものである。

京田辺市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令（案）について

【改正趣旨】

事務の効率化や現況の事務に則した見直しを目的として、市事務決裁規程が改正されることから、教育委員会事務決裁規程もこれと整合性を図るため改正を行うもの。

【改正内容】

事務決裁規程の別表１中、共通決裁・専決事項における「１ 庶務に関する事項」及び「２ 職員に関する事項」について、改正を行う。

１ 庶務に関する事項

改正前の 事項番号	内容	趣旨
９、１３	・規則、規定の制定、改廃及び重要な公示並びに令達の公示、公表に関する事 こと	・規則、規定等の制定及び改廃について教育総務室長を指定合議とし、告示、公告等に関する事項に分け、重要度に応じた決裁・専決区分へ見直し ・事項１３での告示についての取扱を削る
１４	・法令に基づく協議及び諮問に関する事 こと	・輕易な内容についての決裁・専決区分を追加
１５	・（１）新調、改刻、廃止及び印影の印刷に関する事 こと ・（２）保管及び使用に関する事 ことについて	・（１）新調、改刻及び廃止と（２）印影の印刷に関する事 ことに分け、（１）を教育総務室長の指定合議とする。 ・（２）を（３）管理に関する事 ことに改める。

２ 職員に関する事項

事項	内容	趣旨
１、２、３	・休暇、欠勤、職務専念義務の免除、兼職、出張及び報告の承認等について	・一律に取得日数（２日以内、３日以上、７日以上）に応じた決裁・専決区分としていたものを内容事に分け規定 ① 休暇（妊娠、出産、養育、介護に

		関する休暇、病気休暇以外) 及び 欠勤の承認 ② 1月未満と1月以上の病気休暇 の承認等 ③ 妊娠、出産、養育、介護に関する 休暇、育児休業の承認等 ④ 出張の承認等 ※職務専念義務の免除、兼職につい ては職員個人の人事担当課への届出 のため事項より削除
4	・職員の任免、分限及び懲 戒処分に関する事	・正職と会計年度任用職員に分けて 規定。分限休職の項を追加
5	職員の時間外勤務及び休日 勤務の命令等	・市の改正及び実状に合わせ、教育 総務室長の指定合議が外す
6	・主管事務に係る所属職員 の研修に関する事	・各担当課のみでの取扱であること から削除
10	・職員の課内配置（辞令に よる職の定まっている者を 除く。）	
7	・部内会議に関する事	・具体的事務はなく削除
8	・部内の相互調製に関する 事	

※ 「事項7 訓令及び通達に関する事について」は、市の事務決裁規程上は
 事務を行う担当課が限られているため削除とされているが、教育委員会では
 各課で事務が想定されることから存続することとする。

【施行日】

令和7年4月1日より

京田辺市教育委員会教育長訓令第 号

京田辺市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令（案）

京田辺市教育委員会事務決裁規程（平成10年京田辺市教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条、第14条関係）

共通決裁・専決事項

1 庶務に関する事項

事項	決裁・専決区分				指定合議 先	摘要
	課長	副部長	部長	教育長		
1 教育行政の運営に関する一般方針の確定に関する事 こと。				○		
2 事業計画の決定及び実施 方針の確定に関する事 こと。				○		
3 重要な政策の執行に關 する事 こと。				○		
4 教育委員会等の会議の招 集、議案の提出及び報告資 料に関する事 こと。				○		
5 教育行政に関する市民か らの要望事項の処理に關 する事 こと。						
(1) 特に重要と認め られるもの				○		
(2) 前号以外のもの			○			
6 儀式、表彰、感謝状等に 關する事 こと。				○		
7 式辞、祝辞及びあいさつ 文に關する事 こと。						
(1) 特に重要と認め られるもの				○		
(2) 前号以外のもの			○			
8 軽易又は定例的な各種行 事の施行に關する事 こと。			○			

9 規則、規程等の制定及び改廃に関すること。				○	教育総務室長	
10 告示、公告等に関すること。						
(1) 重要と認められるもの				○	教育総務室長	
(2) 比較的重要と認められるもの			○			
(3) 軽易と認められるもの	○					
11 陳情、請願、訴訟、調停等に関すること。				○		
12 許可、認可、承認、取消し及び免許等の行政行為に関すること。						
(1) 特に重要と認められるもの				○		
(2) 重要と認められるもの			○			
(3) 軽易と認められるもの	○					
13 国、京都府等に対する意見書、要望書、計画書等の提出及び許可、認可等の申請に関すること。				○		
14 指令達、通知、催告、申請、届出、報告、照会、回答、証明及び閲覧に関すること。						
(1) 特に重要と認められるもの				○		
(2) 重要と認められるもの			○			
(3) 軽易と認められるもの	○					
15 法令に基づく協議及び諮問に関すること。						
(1) 重要と認められるもの				○		
(2) 軽易と認められるもの			○			

16 公印に関する事。						
(1) 新調、改刻及び 廃止に関する事。				○	教育総務 室長	
(2) 印影の印刷に関 すること。			○			
(3) 管理に関する事。	○					
17 出版物の刊行						
(1) 広報その他特に 重要な出版物				○		
(2) 定例的な出版物 その他比較的重要 な出版物			○			
18 資料の収集、作成、提 出、提供及び配布の決定に 関すること。						
(1) 比較的重要と認 められるもの			○			
(2) 軽易と認められ るもの	○					
19 文書の受理に関する事。	○					
20 各種台帳及び帳簿等の 保管・整備に関する事。	○					
21 公用車の管理に関する 事。	○					
22 教育行政の普及、啓発 資料の編集方針の決定に関 すること。				○		
23 審議会等の委員の任免 に関する事。				○		
24 関係各種団体との協議 に関する事。			○			
25 公用車の交通事故等の 事故報告に関する事。				○		
26 事務の引継ぎの報告						
(1) 部長及びこれに 準ずる者				○	教育総務 室長	
(2) 副部長及びこれ に準ずる者			○			

(3) 課長及びこれに準ずる者		○				
(4) 部長、副部長、課長及びこれらに準ずる者以外の者	○					
27 公文書開示可否及び個人情報開示可否の決定に関すること。						
(1) 重要と認められるもの				○	教育総務室長	
(2) 比較的重要と認められるもの			○			
(3) 軽易と認められるもの	○					

2 職員に関する事項

事項	決裁・専決区分				指定合議先	摘要
	課長	副部長	部長	教育長		
1 休暇（妊娠、出産、養育及び介護に関する休暇並びに病気休暇以外）及び欠勤の承認等						
(1) 部長及びこれに準ずる者				○	教育総務室長（1月以上の場合に限る。）	
(2) 副部長及びこれに準ずる者			○			
(3) 課長及びこれに準ずる者		○				
(4) 部長、副部長、課長及びこれらに準ずる者以外の者	○					
2 1月未満の病気休暇の承認等						
(1) 部長及びこれに準ずる者				○	教育総務室長	
(2) 副部長及びこれに準ずる者			○			
(3) 課長及びこれに準ずる者		○				
(4) 部長、副部長、課長及びこれらに準ずる者以外の者	○					
3 1月以上の病気休暇の承認等						

認等						
(1)	部長、副部長、課長及びこれらに準ずる者				○	教育総務室長
(2)	部長、副部長、課長及びこれらに準ずる者以外の者			○		
4	妊娠、出産、養育及び介護に関する休暇並びに育児休業の承認等					
(1)	部長、副部長、課長及びこれらに準ずる者				○	教育総務室長
(2)	部長、副部長、課長及びこれらに準ずる者以外の者			○		
5	出張の承認等					
(1)	部長及びこれに準ずる者				○	
(2)	副部長及びこれに準ずる者			○		
(3)	課長及びこれに準ずる者		○			
(4)	部長、副部長、課長及びこれらに準ずる者以外の者	○				
6	職員（会計年度任用職員以外）の任用、分限及び懲戒処分に関すること。				○	教育総務室長
7	会計年度任用職員の分限（休職以外）及び懲戒処分に関すること。			○		教育総務室長
8	会計年度任用職員の任用、分限休職に関すること。			○		教育総務室長
9	職員の時間外勤務及び休日勤務の命令等					
(1)	部長及びこれに準ずる者				○	
(2)	副部長及びこれに準ずる者			○		
(3)	課長及びこれに準ずる者		○			

	(4) 部長、副部長、課長及びこれらに準ずる者以外の者	○					
10	訓令及び通達に関する こと。				○	教育総務 室長	
11	係員の事務分担に関する こと。	○				教育総務 室長	

備考

- (1) 教育総務室の担当課長及びこども・学校サポート室の総括指導主事は、課長専決事項のうちこの表に規定する庶務に関する事項及び所属職員の服務に関する事項を専決することができる。この場合において、決裁・専決区分欄中「課長」とあるのは「担当課長」又は「総括指導主事」と読み替えて適用するものとする。
- (2) 教育機関の長は、課長専決事項のうちこの表に規定する所属職員の服務に関する事項を専決することができる。この場合において、決裁・専決区分欄中「課長」とあるのは「教育機関の長」と読み替えて適用するものとする。
- (3) ○印は決裁権の所在を示す。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

改正案		現行		改正理由
別表第1（第6条、第14条関係） 共通決裁・専決事項 1 庶務に関する事項		別表第1（第6条、第14条関係） 共通決裁・専決事項 1 庶務に関する事項		
事項	決裁・専決区分 課長 副部長 部長 教育長	指定合議 先	摘要	京田辺市事務決 裁規程に規定す る決裁、専決事 項及び区分の改 正内容と整合を 図るため
1 教育行政の運営に関する一般方針の確定にすること。		○		
2 事業計画の決定及び実施方針の確定にすること。		○		
3 重要な政策の執行にすること。		○		
4 教育委員会等の会議の招集、議案の提出及び報告資料に関すること。		○		
5 教育行政に関する市民からの要望事項の処理にすること。				
(1) 特に重要と認められるもの		○		
(2) 前号以外のもの		○		
6 儀式、表彰、感謝状等に関すること。		○		
7 式辞、祝辞及びあいさつ文に関すること。				
(1) 特に重要と認められるもの		○		
(2) 前号以外のもの		○		
8 軽易又は定例的な各種行事の施行に関すること。		○		
9 規則、規程の制定、改廃及び重要な公示並びに令達の公示、公表に関すること。		○		
10 陳情、請願、訴訟、調停等に関すること。		○		
11 許可、認可、承認、取消し及び免許等の行政行為に関すること。				
(1) 特に重要と認められるもの		○		

京田辺市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令（案）新旧対照表

改正案										現 行										改正理由	
(3) 軽易と認められるもの										(2) 重要と認められるもの											
1 1 陳情、請願、訴訟、調停等に関すること。										(3) 軽易と認められるもの											
1 2 許可、認可、承認、取消し及び免許等の行政行為に関すること。										1 2 国、京都府等に対する意見書、要望書、計画書等の提出及び許可、認可等の申請に関すること。											
										1 3 告示、指令達、通知、催告、申請、届出、報告、照会、回答、証明及び閲覧に関すること。											
(1) 特に重要と認められるもの										(1) 特に重要と認められるもの											
(2) 重要と認められるもの										(2) 重要と認められるもの											
(3) 軽易と認められるもの										(3) 軽易と認められるもの											
1 3 国、京都府等に対する意見書、要望書、計画書等の提出及び許可、認可等の申請に関すること。										1 4 法令に基づく協議及び諮問に関すること。											
1 4 指令達、通知、催告、申請、届出、報告、照会、回答、証明及び閲覧に関すること。										1 5 公印に関すること。											
(1) 特に重要と認められるもの										(1) 新調、改刻、廃止及び印刷の印刷に関すること。											
(2) 重要と認められるもの										(2) 保管及び使用に関すること。											
(3) 軽易と認められるもの										と。											
1 5 法令に基づく協議及び諮問に関すること。										1 6 出版物の刊行											
(1) 重要と認められるもの										(1) 広報その他特に重要な出版物											
(2) 軽易と認められるもの										(2) 定例的な出版物その他比較的重要な出版物											
1 6 公印に関すること。										1 7 資料の収集、作成、提出、提供及び配布の決定に関すること。											
(1) 新調、改刻及び廃止に関すること。										(1) 比較的重要と認められるもの											
(2) 印刷の印刷に関すること。										(2) 軽易と認められるもの											
(3) 管理に関すること。										1 8 文書の受理に関すること。											
1 7 出版物の刊行										1 9 各種台帳及び帳簿等の保管・整備に関すること。											
(1) 広報その他特に重要な出版物																					

京田辺市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令(案)新旧対照表

改正案				現行				改正理由
物								
(2) 定例的な出版物その他比較的重要な出版物			○				○	
1.8 資料の収集、作成、提出、提供及び配布の決定に関するもの。								
(1) 比較的重要と認められるもの			○				○	
(2) 軽易と認められるもの								
1.9 文書の受理に関するもの			○					
2.0 各種台帳及び帳簿等の保管・整備に関するもの			○					
2.1 公用車の管理に関するもの			○					
2.2 教育行政の普及、啓発資料の編集方針の決定に関するもの			○					
2.3 審議会等の委員の任免に関するもの			○					
2.4 関係各種団体との協議に関するもの			○					
2.5 公用車の交通事故等の事故報告に関するもの			○					
2.6 事務の引継ぎの報告								
(1) 部長及びこれに準ずる者			○					
(2) 副部長及びこれに準ずる者			○					
(3) 課長及びこれに準ずる者			○					
(4) 部長、副部長、課長及びこれらに準ずる者以外の者			○					
2.7 公文書開示可否及び個人情報開示可否の決定に関するもの								
(1) 重要と認められるもの			○					
(2) 比較的重要と認められるもの			○					
(3) 軽易と認められるもの			○					

京田辺市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令（案）新旧対照表

改正案										現行										改正理由	
2 職員に関する事項										2 職員に関する事項											
事項		決裁・専決区分				指定合議		摘要		事項		決裁・専決区分				指定合議		摘要			
		課長	副部長	部長	教育長	先						課長	副部長	部長	教育長	先					
1 休暇（妊娠、出産、養育及び介護に関する休暇並びに病気休暇以外）及び欠勤の承認等										1 休暇、欠勤、職務専念義務の免除、兼職、出張及び報告の承認等											
(1)	部長及びこれに準ずる者									(1)	部長及びこれに準ずる者（2日以内）				○		教育総務室長				
(2)	副部長及びこれに準ずる者				○					(2)	副部長及びこれに準ずる者（2日以内）				○						
(3)	課長及びこれに準ずる者									(3)	課長及びこれに準ずる者（2日以内）			○							
(4)	部長、副部長、課長及びこれらに準ずる者以外の者				○					(4)	部長、副部長、課長及びこれらに準ずる者以外の者（2日以内）				○						
2 1月未満の病気休暇の承認等										2 3日以上の休暇、欠勤、職務専念義務の免除、兼職、出張及び報告の承認等											
(1)	部長及びこれに準ずる者									(1)	部長、副部長、課長及びこれらに準ずる者				○		教育総務室長				
(2)	副部長及びこれに準ずる者				○					(2)	部長、副部長、課長及びこれらに準ずる者以外の者				○						
(3)	課長及びこれに準ずる者					○				(3)	7日以上の休暇、欠勤、職務専念義務の免除、兼職、出張及び報告の承認等					○	教育総務室長				
(4)	部長、副部長、課長及びこれらに準ずる者以外の者				○					(4)	職員の任免、分限及び懲戒処分に関すること。					○					
3 1月以上の病気休暇の承認等										5 職員の時間外勤務及び休日勤務の命令等											
(1)	部長、副部長、課長及びこれらに準ずる者				○					(1)	部長及びこれに準ずる者					○	教育総務室長				
(2)	部長、副部長、課長及びこれらに準ずる者以外の者					○				(2)	副部長、課長及びこれらに準ずる者					○					
4 妊娠、出産、養育及び介護に関する休暇並びに育児休業の承認等										3 7日以上の休暇、欠勤、職務専念義務の免除、兼職、出張及び報告の承認等											
(1)	部長、副部長、課長及びこれらに準ずる者									(1)	部長及びこれに準ずる者										
(2)	副部長、副部長、課長及びこれらに準ずる者以外の者									(2)	副部長、課長及びこれらに準ずる者										
5 出張の承認等										4 職員の任免、分限及び懲戒処分に関すること。											
(1)	部長、副部長、課長及びこれらに準ずる者				○					(1)	部長及びこれに準ずる者					○	教育総務室長				
(2)	部長、副部長、課長及びこれらに準ずる者以外の者					○				(2)	副部長、課長及びこれに準ずる者					○					
5 出張の承認等										5 職員の時間外勤務及び休日勤務の命令等											
(1)	部長及びこれに準ずる者									(1)	部長及びこれに準ずる者										
(2)	副部長及びこれに準ずる者				○					(2)	副部長、課長及びこれに準ずる者										
(3)	課長及びこれに準ずる者									(3)	課長及びこれに準ずる者					○					
(4)	部長、副部長、課長及びこれらに準ずる者以外の者									(4)	部長、副部長、課長及びこれらに準ずる者				○						

京田辺市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令（案）新旧対照表

改正案										現行										改正理由	
(3)	課長及びこれに準ずる者									れらに準ずる者以外の者											
(4)	部長、副部長、課長及びこれらに準ずる者以外の者									主管事務に係る所属職員の研修に関すること。											
6	職員（会計年度任用職員以外）の任用、分限及び懲戒処分に関すること。									訓令及び通達に関すること。											
7	会計年度任用職員の分限（休職以外）及び懲戒処分に関すること。									部内会議に関すること。											
8	会計年度任用職員の任用、分限休職に関すること。									部内の相互調整に関すること。											
9	職員の時間外勤務及び休日勤務の命令等									職員の課内配置（辞令により職の定まっている者を除く。）											
10	課長及びこれに準ずる者									係員の事務分担に関すること。											
11	係員の事務分担に関すること。																				
備考										備考											
(1) 教育総務室の担当課長及びこども・学校サポート室の総括指導主事は、課長専決事項のうちこの表に規定する庶務に関する事項及び所属職員の服務に関する事項を専決することができる。この場合において、決裁・専決区分欄中「課長」とあるのは「担当課長」又は「総括指導主事」と読み替えて適用するものとする。										(1) 教育総務室の担当課長及びこども・学校サポート室の総括指導主事は、課長専決事項のうちこの表に規定する庶務に関する事項及び所属職員の服務に関する事項を専決することができる。この場合において、決裁・専決区分欄中「課長」とあるのは「担当課長」又は「総括指導主事」と読み替えて適用するものとする。											
(2) 教育機関の長は、課長専決事項のうちこの表に規定する所属職員の服務に関する事項を専決することができる。この場合において、決裁・専決区分欄中「課長」とあるのは「教育機関の長」と読み替えて適用するものとする。										(2) 教育機関の長は、課長専決事項のうちこの表に規定する所属職員の服務に関する事項を専決することができる。この場合において、決裁・専決区分欄中「課長」とあるのは「教育機関の長」と読み替えて適用するものとする。											
(3) ○印は決裁権の所在を示す。										(3) ○印は決裁権の所在を示す。											

報告第13号

扶養手当等に係る認定等に関する事務を京田辺市立学校長に委任
する規程の一部改正について

扶養手当等に係る認定等に関する事務を京田辺市立学校長に委任する規程の
一部を改正する訓令を別紙のとおり定めることとしたので報告する。

令和7年3月18日 提出

京田辺教育委員会教育長 山 岡 弘 高

(報告理由)

本件は、扶養手当等に係る認定等に関する事務を京田辺市立学校長に委任する
規程について、所要の改正を行うこととしたので報告するものである。

扶養手当等に係る認定等に関する事務を京田辺市立学校長に委任する規程の一部改正について

1 改正要旨

令和7年2月13日付け京都府教育庁からの事務連絡により、職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）が改正されることが判明しました。この条例は府費負担教職員を対象とした条例ですが、扶養親族等の届出等及び扶養手当支給決定について定められた第12条が削除され、同内容が第11条にて定められることとなりました。この改正に伴い、本市も「扶養手当等に係る認定等に関する事務を京田辺市立学校長に委任する規程」の一部を改正する必要があります。

なお、府費負担教職員の手当支給決定について、従来の事務から変更が生じるものではありません。

2 改正内容

職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）から第12条が削除されることに伴い、当該規程の第2条第1号中「及び第12条」を削ることとします。

3 施行期日

職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）の改正が令和7年4月1日を施行期日として予定されていることから、当該規程の施行期日も令和7年4月1日とします。

京田辺市教育委員会教育長訓令第 号

扶養手当等に係る認定等に関する事務を京田辺市立学校長に委任する規程の一部を改正する訓令（案）

扶養手当等に係る認定等に関する事務を京田辺市立学校長に委任する規程（平成11年京田辺市教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び第12条」を削る。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

扶養手当等に係る認定等に関する事務を京田辺市立学校長に委任する規程の一部を改正する訓令（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
(委任事項) 第2条 教育長は、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係る次の各号に掲げる事務を学校長に委任する。 (1) 職員の給与等に関する条例（昭和31年京都市条例第28号）第11条に規定する扶養親族の認定に関すること。 (2) 及び (3) (略)	(委任事項) 第2条 教育長は、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係る次の各号に掲げる事務を学校長に委任する。 (1) 職員の給与等に関する条例（昭和31年京都市条例第28号）第11条及び第12条に規定する扶養親族の認定に関すること。 (2) 及び (3) (略)	関係条例の改正に伴う整備

○扶養手当等に係る認定等に関する事務を京田辺市立学校長に委任する
規程

平成11年10月1日

教育委員会教育長訓令第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成12年京都府条例第15号）により京田辺市教育委員会に委任された扶養手当等に係る認定等に関する事務で教育長の権限に属することとなる事務について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第4項の規定に基づき京田辺市立小学校及び中学校の校長（以下「学校長」という。）に委任することに関し必要な事項を定めるものとする。

(委任事項)

第2条 教育長は、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係る次の各号に掲げる事務を学校長に委任する。

- (1) 職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）第11条及び第12条に規定する扶養親族の認定に関すること。
- (2) 職員の通勤手当に関する規則（昭和33年京都府人事委員会規則6—11）第4条に規定する確認及び決定に関すること。
- (3) 職員の住居手当に関する規則（昭和45年京都府人事委員会規則6—33）第7条に規定する確認及び決定に関すること。

第3条 学校長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、教育長と協議しなければならない。

附 則

この訓令は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日教育長訓令第2号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日教育長訓令第4号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

職員の給与等に関する条例（昭和 31 年京都府条例第 28 号）新旧対照表（抄）

参考資料

現 行	改正案	備考
(扶養手当) 第 11 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、（以下略） 2 ～ 4 （略） <u>（新設）</u>	(扶養手当) 第 11 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、（以下略） 2 ～ 4 （略） 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、<u>人事委員会規則で定める。</u> <u>（削除）</u>	扶養親族の届出等（第 12 条）を人事委員会規則に規定することに伴う規定整備
<u>（扶養親族の届出等）</u> 第 12 条 新たに職員となつた者に扶養親族（行政 9 級以上職員等）にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政 9 級以上職員等から行政 9 級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。 <u>（中略）</u> 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号又は第 3 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。 <u>（1）～（7）（略）</u>	<u>（地域手当）</u> 第 12 条の 2 地域手当は、（以下略）	

報告第14号

京田辺市留守家庭児童会の運営等に関する条例施行規則の一部改正について

京田辺市留守家庭児童会の運営等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めることとしたので、報告する。

令和7年3月18日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(報告理由)

本件は、新留守家庭児童会施設増築に係る定員増員等に伴い、京田辺市留守家庭児童会の運営等に関する条例施行規則について所要の改正を行うこととしたので、報告するものである。

京田辺市規則第4号

京田辺市留守家庭児童会の運営等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京田辺市留守家庭児童会の運営等に関する条例施行規則（平成20年京田辺市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「留守家庭児童会退会届（別記様式第2号）を」の次に「退会する月の前月末日までに」を加える。

第5条中「留守家庭児童会全休届（別記様式第3号）を」の次に「免除を受けようとする月の前月末日までに」を加える。

別表中「104名」を「256名」に改める。

別記様式第1号から別記様式第4号までを次のように改める。

別記

様式第1号（第3条関係）

年度 留守家庭児童会入会申込書

		申込日	年 月 日		
児童氏名	フリガナ		保護者氏名	フリガナ	
現住所	〒		学校名	小学校	学年
			(年 年度 の学年)		
電話番号 (携帯番号可)		児童会名	留守家庭児童会		
通会予定 ○印をつけてください。		私は、【月・火・水・木・金・土】の通会を予定しています。 ※就労状況証明書と相違ないようにしてください。			
募集要項を熟読し、内容について了承しました。(右の□にチェック✓をしてください。) ※右の□にチェックがない場合は、申込を受け付けることができません。					☐
(あて先) 京田辺市長 留守家庭児童会に入会させたいので、下記の書類を添えて申し込みます。 なお、申込内容及び保育に関する情報の確認をするため、市が当該児童の家庭環境及び健康状態等について調査することに同意するとともに、当該児童に関する情報を通学する小学校と共有することに同意します。運営を民間事業者に委託している留守家庭児童会については、当該児童に関わる情報を市と民間事業者とが共有することに同意します。 また、入会後は京田辺市留守家庭児童会の運営等に関する条例等の規定を遵守し、負担金についても遅滞なく納入します。 記 【添付書類】 1. 児童カード 2. 就労状況証明書 3. その他入会に必要な書類					

※市記入欄

減 免	・なし ・あり【きょうだい減免のみ（上・下）】	
入会希望日	保護者連絡	児童会連絡

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

（あて先）京田辺市長

保護者 住 所 _____
氏 名 _____

留守家庭児童会退会届

留守家庭児童会から退会したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 児 童 会 名 _____ 留守家庭児童会
- 2 児童氏名及び学年 _____ (_____ 年)
- 3 退会する月 _____
- 4 退 会 理 由 _____

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

（あて先）京田辺市長

保護者 住 所 _____

氏 名 _____

留守家庭児童会全休届

留守家庭児童会を休会したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 児 童 会 名 _____ 留守家庭児童会

2 児童氏名及び学年 _____ (_____ 年)

3 全休する月 _____

4 全 休 理 由 _____

（表）

年 月 日

（あて先）京田辺市長

保護者 住 所

氏 名

留守家庭児童会負担金減免申請書

（ 年度入会）

留守家庭児童会負担金の減免を申請します。

記

1 児 童 会 名

留守家庭児童会

2 児 童 氏 名

（ 年）

3 申 請 基 準

該当欄に「○」をし、添付書類等とともに提出してください。

該当	基 準	添付書類等	
	生活保護法の適用を受ける被保護世帯	課税状況等調査承諾書（裏面）	
	前年度分の市町村民税が非課税の世帯		
	前年分の所得税が非課税の世帯		
	前年分の所得税が5万円未満の世帯		
	前年分の所得税が10万円未満の世帯		
	2人以上の児童の入会申込みをする世帯 （兄・姉の負担金が半額になります。）	兄弟 姉妹 氏名 （学年）	（ 年） （ 年）

（裏面に続く）

(裏)

課税状況等調査承諾書

このたび、留守家庭児童会の入会申込みをした児童の負担金の減免申請のため、当該児童が属する世帯の世帯員に係る世帯状況、課税状況等について、調査されることを承諾します。

年 月 日

(あて先) 京田辺市長

世帯員氏名

世帯員氏名

世帯員氏名

世帯員氏名

※「世帯員氏名」は、必ず本人が自署してください。

きょうだい減免のみを申請される場合は、この承諾書の署名は不要です。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の京田辺市留守家庭児童会の運営等に関する条例施行規則の規定による手続に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

京田辺市留守家庭児童会の運営等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後		改正前	改正理由																																				
(退会の手続)		(退会の手続)																																					
第4条 保護者は、留守家庭児童会に入会している児童が条例第6条に規定する資格要件を欠くに至ったとき、連続して2か月以上休会するとき又は児童を退会させようとするときは、留守家庭児童会退会届（別記様式第2号）を退会する月の前月末日までに市長に提出しなければならない。		第4条 保護者は、留守家庭児童会に入会している児童が条例第6条に規定する資格要件を欠くに至ったとき、連続して2か月以上休会するとき又は児童を退会させようとするときは、留守家庭児童会退会届（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。	期日を明記																																				
2 (略)		2 (略)																																					
(1) ～ (6) (略)		(1) ～ (6) (略)																																					
(休会の手続)		(休会の手続)																																					
第5条 条例第7条第1項ただし書の規定により負担金の免除を受けようとする保護者は、留守家庭児童会全休届（別記様式第3号）を免除を受けようとする月の前月末日までに市長に提出しなければならない。		第5条 条例第7条第1項ただし書の規定により負担金の免除を受けようとする保護者は、留守家庭児童会全休届（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。	期日を明記																																				
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）																																					
<table><tr><th>名称</th><th>定員</th></tr><tr><td>田辺東留守家庭児童会</td><td>78名</td></tr><tr><td>田辺留守家庭児童会</td><td>100名</td></tr><tr><td>草内留守家庭児童会</td><td>60名</td></tr><tr><td>大住留守家庭児童会</td><td>78名</td></tr><tr><td>桃園留守家庭児童会</td><td>100名</td></tr><tr><td>耕留守家庭児童会</td><td>256名</td></tr><tr><td>三山木留守家庭児童会</td><td>111名</td></tr><tr><td>松井ヶ丘留守家庭児童会</td><td>200名</td></tr></table>		名称	定員	田辺東留守家庭児童会	78名	田辺留守家庭児童会	100名	草内留守家庭児童会	60名	大住留守家庭児童会	78名	桃園留守家庭児童会	100名	耕留守家庭児童会	256名	三山木留守家庭児童会	111名	松井ヶ丘留守家庭児童会	200名	<table><tr><th>名称</th><th>定員</th></tr><tr><td>田辺東留守家庭児童会</td><td>78名</td></tr><tr><td>田辺留守家庭児童会</td><td>100名</td></tr><tr><td>草内留守家庭児童会</td><td>60名</td></tr><tr><td>大住留守家庭児童会</td><td>78名</td></tr><tr><td>桃園留守家庭児童会</td><td>100名</td></tr><tr><td>耕留守家庭児童会</td><td>104名</td></tr><tr><td>三山木留守家庭児童会</td><td>111名</td></tr><tr><td>松井ヶ丘留守家庭児童会</td><td>200名</td></tr></table>	名称	定員	田辺東留守家庭児童会	78名	田辺留守家庭児童会	100名	草内留守家庭児童会	60名	大住留守家庭児童会	78名	桃園留守家庭児童会	100名	耕留守家庭児童会	104名	三山木留守家庭児童会	111名	松井ヶ丘留守家庭児童会	200名	定員を増員
名称	定員																																						
田辺東留守家庭児童会	78名																																						
田辺留守家庭児童会	100名																																						
草内留守家庭児童会	60名																																						
大住留守家庭児童会	78名																																						
桃園留守家庭児童会	100名																																						
耕留守家庭児童会	256名																																						
三山木留守家庭児童会	111名																																						
松井ヶ丘留守家庭児童会	200名																																						
名称	定員																																						
田辺東留守家庭児童会	78名																																						
田辺留守家庭児童会	100名																																						
草内留守家庭児童会	60名																																						
大住留守家庭児童会	78名																																						
桃園留守家庭児童会	100名																																						
耕留守家庭児童会	104名																																						
三山木留守家庭児童会	111名																																						
松井ヶ丘留守家庭児童会	200名																																						

[illegible]

フリガナ		年 月 日	
氏名		申込日	
住所		住居者氏名	
		フリガナ	
		学年	
		小学校	
		幼稚園児会	
電話番号 (郵便番号)		〒	
(郵便番号)		区画番号	
通学予定 〇印をつけるにせよ。		市は、【月・火・水・木・金・土】の通学を予定しています。 ※休日は状況証明書と併せて提出してください。	
		☐	
募集要項を熟読し、内容について承知しました。(注の口にはチェックを入れてください。)			
署名の口にチェックがない場合は、申込を返け付ることとなります。			
(あて先) 京田辺市長			
留守家庭児童会に入会させたいので、下記の書類を揃えて申し込みたいです。 なお、市内及び保育に關する情報の確認をするため、市が当該児童の家庭環境及び小・中学校等に ついて調査することに関する事項とともに、当該児童に関する情報を提供する学校に通学する学校と共有することに同意します。調査を当該児童が同意している留守家庭児童会について、当該児童に關する情報を市と当該児童が同意している留守家庭児童会に提供します。 また、入会後は京田辺市留守家庭児童会の運営等に関する条例等の規定を遵守し、負担金について必要なく納入します。			
【添付書類】			
1. 児童カード 2. 現状状況証明書 3. その他入会に必要な書類			

減免	・なし ・あり【たようだい減免のみ（上、下）】	
入会希望日	保護者連絡	児童会連絡

氏名	フリガナ	申込日	年	月	日
職歴氏名	フリガナ				
現住所 〒 京田辺市	生 姓 名	地 産 氏 名	小 学 校 名	新 卒 年 齢	年
電話番号	原 産 氏 名	福や食料配給委員会			

私は、【月・火・水・金・土】の曜日を予定しています。

(ふく先) 京田辺市水
道や食料配給委員会に入会させたいので、下記の書類を添えて申し込みます。
なお、申込内容及び審査に際しては詳細の情報をすることにより同意します。
結果通知及び福祉状況について調査することになります。
また、入会後は京田辺市留守家庭支援会の運営等に関する条例等の規定を遵守し、負担金についても定額なく納入します。

記

【添付書類】
1 写真カード
2 家族状況説明書
3 その加入会以外の人

「結語」

DATE	DESCRIPTION	AMOUNT	BALANCE
1/1/20	OPENING BALANCE		100.00
1/15/20	PAYROLL	50.00	150.00
1/30/20	RENT	25.00	125.00
2/15/20	SALES	75.00	200.00
2/28/20	UTILITIES	10.00	190.00
3/15/20	PAYROLL	50.00	240.00
3/31/20	CLOSING BALANCE		240.00

京田辺市留守家庭児童会の運営等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前	改正理由
様式第2号 (第4条関係) (あて先) 京田辺市長 年 月 日 保護者 住所 _____ 氏 名 _____ 留守家庭児童会連合会 留守家庭児童会から退会したいので、下記のとおり届け出ます。 記 1 児童会名 _____ 留守家庭児童会 2 児童氏名及び学年 _____ (年) 3 退会する月 _____ 4 退会理由 _____	様式第2号 (第4条関係) 整理番号 年 月 日 留守家庭児童会連合会 (あて先) 京田辺市長 保護者 住所 _____ 氏 名 _____ 留守家庭児童会から退会したいので、下記のとおり届け出ます。 記 1 児童会名 _____ 留守家庭児童会 2 児童氏名 _____ (年) 3 退会日 _____ 年 月 日 4 退会理由 _____ 【処理欄】 会退会納入の履歴 ()	様式変更

京田辺市留守家庭児童会の運営等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前	改正理由
様式第3号 (第5条関係) (あて先) 京田辺市長 年 月 日 保護者 住所 _____ 氏 名 _____ 留守家庭児童会全休届 留守家庭児童会を休会したいので、下記のとおり届け出ます。 記 1 児童会名 _____ 留守家庭児童会 2 児童氏名 _____ (_____ 年) 3 全休する月 _____ 年 月1日から 西月 末日 4 全休理由 _____	様式第3号 (第5条関係) 年 月 日 留守家庭児童会全休届 (_____ 年 月) _____ (あて先) 京田辺市長 保護者 住所 _____ 氏 名 _____ 留守家庭児童会 (_____ 年) 年 月1日から 西月 末日 全休理由 _____ 留守家庭児童会を休会したいので、下記のとおり届け出ます。 記 1 児童会名 _____ 留守家庭児童会 2 児童氏名 _____ (_____ 年) 3 全休期間 _____ 年 月1日から 西月 末日 4 全休理由 _____	様式変更

京田辺市留守家庭児童会の運営等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後		改正前		改正理由
様式第4号 (第7条関係)		様式第4号 (第7条関係)		様式変更
(表) (あて先) 京田辺市長 年 月 日 保薦者 住 所 氏 名 留守家庭児童会負担金減免申請書 (年度入会) 留守家庭児童会負担金減免申請書 (あて先) 京田辺市長 保薦者 住 所 氏 名 留守家庭児童会 (年) 申請基準 京田辺市留守家庭児童会負担金減免申請書 京田辺市留守家庭児童会負担金減免申請書又は課税 状況等調査表(裏面) 課税状況等調査表(裏面)又は課税申告書の 控えの写し 2人以上の児童の入会申込みを する世帯 不賛		(表) (あて先) 京田辺市長 年 月 日 保薦者 住 所 氏 名 留守家庭児童会負担金減免申請書 (年度入会) 留守家庭児童会 (年) 申請基準 京田辺市留守家庭児童会負担金減免申請書 京田辺市留守家庭児童会負担金減免申請書又は課税 状況等調査表(裏面) 課税状況等調査表(裏面)又は課税申告書の 控えの写し 2人以上の児童の入会申込みを する世帯 不賛		

京田辺市留守家庭児童会の運営等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前	改正理由
(表) 課税状況等調査承諾書 このたび、留守家庭児童会の入会申込みをした児童の負担金の減免申請のため、当該児童が属する世帯の世帯員に係る世帯状況、課税状況等について、調査されることを承諾します。 年 月 日 (あて先) 京田辺市長 世帯員氏名 世帯員氏名 世帯員氏名 世帯員氏名	(裏) 課税状況等調査承諾書 このたび、留守家庭児童会の入会申込みをした児童の負担金の減免申請のため、当該児童の課税寄金員分に係る世帯状況、課税状況等について、調査されることを承諾します。 年 月 日 (あて先) 京田辺市長 世帯員氏名 世帯員氏名 課税寄金員氏名	様式変更

※「世帯員氏名」は、必ず本人が署名してください。
きょうだいの減免のみを申請される場合は、この承諾書の署名は不要です。

京田辺市留守家庭児童会の運営等に関する条例施行規則

平成20年3月28日

京田辺市規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市留守家庭児童会の運営等に関する条例（平成20年京田辺市条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 留守家庭児童会の定員は、京田辺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年京田辺市条例第21号）第9条第2項及び第10条第4項の規定により、別表のとおりとする。

(入会の手続)

第3条 児童を留守家庭児童会へ入会させようとする保護者は、留守家庭児童会入会申込書（別記様式第1号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 夏季休業日等の学校の長期休業期間等に限定した入会に係る手続は、別に定める。

(退会の手続)

第4条 保護者は、留守家庭児童会に入会している児童が条例第6条に規定する資格要件を欠くに至ったとき、連続して2か月以上休会するとき又は児童を退会させようとするときは、留守家庭児童会退会届（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その児童を退会させることができる。

- (1) 連続して5日以上無断欠席したとき。
- (2) 1か月のうち開所日数の半数以上欠席したとき。
- (3) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）その他の育児休業に関する法律の規定による育児休業を取得するとき。

- (4) 2か月を超える負担金の滞納があるとき。
- (5) 他の児童の保育に支障があると認めたとき。
- (6) その他市長が留守家庭児童会の運営に支障があると認めたとき。

(休会の手続)

第5条 条例第7条第1項ただし書の規定により負担金の免除を受けようとする保護者は、留守家庭児童会全休届（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(負担金の納付)

第6条 負担金の納付は、納入通知書又は口座振替により行うものとする。

(負担金の減免申請)

第7条 条例第8条の規定により負担金の減免を受けようとする保護者は、留守家庭児童会負担金減免申請書（別記様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に平成20年京田辺市教育委員会規則第6号による廃止前の留守家庭児童会育成事業実施規則（昭和52年京田辺市教育委員会規則第1号）の規定によりなされた入会の手続は、この規則の相当規定によりなされた入会の手続とみなす。

附 則（平成21年12月28日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年12月6日規則第44号）

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成25年12月13日規則第58号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月30日規則第14号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日規則第69号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月31日規則第44号）

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	定員
田辺東留守家庭児童会	78名
田辺留守家庭児童会	100名
草内留守家庭児童会	60名
大住留守家庭児童会	78名
桃園留守家庭児童会	100名
薪留守家庭児童会	104名
三山木留守家庭児童会	111名
松井ヶ丘留守家庭児童会	200名

別記

様式第1号(第3条関係)

※児童会名	
※整理番号	

年度 留守家庭児童会入会申込書

		申込日	年 月 日			
保護者氏名	フリガナ		児童氏名	フリガナ		
	現住所 〒 京田辺市		学校名	小学校	新学年	年
電話番号			児童会名	留守家庭児童会		
通会予定 ○印をつけてください。	私は、【月・火・水・木・金・土】の通会を予定しています。					
(あて先) 京田辺市長 留守家庭児童会に入会させたいので、下記の書類を添えて申し込みます。 なお、申込内容及び保育に関する情報の確認をするため、市が当該児童の家庭環境及び健康状態等について調査することに同意します。 また、入会後は京田辺市留守家庭児童会の運営等に関する条例等の規定を遵守し、負担金についても遅滞なく納入します。 記 【添付書類】 1 児童カード 2 就労状況証明書 3 その他入会に必要な書類						

注) 下欄及び※印への記入は不要です。

【処理欄】

入会希望日	保護者連絡	決定通知	負担金通知	児童会連絡	児童カード

様式第2号(第4条関係)

整理番号	
------	--

年 月 日

留守家庭児童会退会届

(あて先)京田辺市長

保護者 住 所 _____
氏 名 _____

留守家庭児童会から退会したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 児童会名 _____ 留守家庭児童会
- 2 児童氏名 _____ (年)
- 3 退 会 日 _____ 年 月 日
- 4 退 会 理 由 _____

【処理欄】

負担金納入の確認 ()

整理番号	
------	--

留守家庭儿童会金休屈(年 月)

保護者	住 所
	氏 名

紀

1 児童会名 留守家庭児童会

2 児童氏名 (年)

3 全休期間 年 月1日から 同月 末日

4 全休理由

- (1) 窓口払の方へ…全休月分の負担金は納入せず、納入通知書を冊子から切り離し、破棄してください。
- (2) 口座振替(自動払込み)の方へ…全休月分の口座振替を停止しますので、以下に振替口座をご記入ください。

金融機関名	銀行・信用金庫 農協・労働金庫														
	本店 支店					営業所 出張所									
口座番号												種別	普通・当座		
ゆうちょ銀行															
記号・番号	1				0	の									1
フリガナ															
口座名義															

様式第4号(第7条関係)

(表)

整理番号	
------	--

年 月 日

留守家庭児童会負担金減免申請書

(あて先)京田辺市長

保護者 住 所 _____
氏 名 _____

留守家庭児童会負担金の減免を申請します。

記

1 児童会名 _____ 留守家庭児童会

2 児童氏名 _____ (年)

3 申請基準

該当欄に「○」をし、添付書類等とともに提出してください。

該当	基準	添付書類等
	生活保護法の適用を受ける被保護世帯	生活保護受給証明書
	前年度分の市町村民税が非課税の世帯	当該年度の市町村民税非課税証明書又は課税状況等調査承諾書(裏面)
	前年分の所得税が非課税の世帯	源泉徴収票(年末調整済分)又は確定申告書の控えの写し
	前年分の所得税が5万円未満の世帯	
	前年分の所得税が10万円未満の世帯	
	2人以上の児童の入会申込みをする世帯	不要

(裏)

課税状況等調査承諾書

このたび、留守家庭児童会の入会申込みをした児童の負担金の減免申請のため、当該児童の保護者全員分に係る世帯状況、課税状況等について、調査されることを承諾します。

年 月 日

(あて先) 京田辺市長

保護者氏名

保護者氏名

添付書類貼付欄

議案第10号

京田辺市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正につ
いて

京田辺市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を別
紙のとおり定める。

令和7年3月18日 提出

京田辺教育委員会教育長 山 岡 弘 高

(提案理由)

本件は、京田辺市教育委員会職員の職の設置に関する規則について、所要の
改正を行うため提案するものである。

京田辺市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正について

改正内容

現在、京田辺市内小中学校の給食調理については全校業務委託しているため、教育委員会内に給食調理に携わる現業職員は在職していないことから、不要な職名の削除を行うものです。

削除する職名

- ・給食調理師主任
- ・給食調理師
- ・再任用給食調理師

京田辺市教育委員会規則第 号

京田辺市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
(案)

京田辺市教育委員会職員の職の設置に関する規則（昭和50年京田辺市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第37号及び第38号を削り、第39号を第37号とし、第40号を削り、第41号を第38号とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

京田辺市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案		現 行	改正理由
(職員の職) 第2条 法令に定めるもののほか、京田辺市教育委員会の事務部局の職員の職は次のとおりとする。 (1) ～ (36) (略) (37) (略) (38) (略)	(職員の職) 第2条 法令に定めるもののほか、京田辺市教育委員会の事務部局の職員の職は次のとおりとする。 (1) ～ (36) (略) (37) <u>給食調理師主任</u> (38) <u>給食調理師</u> (39) (略) (40) <u>再任用給食調理師</u> (41) (略)		職の削除 職の削除 号の繰上げ 職の削除 号の繰上げ

○京田辺市教育委員会職員の職の設置に関する規則

昭和50年8月5日

教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市教育委員会事務部局に勤務する職員をもって充てる職の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の職)

第2条 法令に定めるもののほか、京田辺市教育委員会の事務部局の職員の職は次のとおりとする。

- (1) 部長
- (2) 教育指導監
- (3) 副部長
- (4) 室長(部に属する室)
- (5) 参事
- (6) 課長
- (7) 担当課長
- (8) 指導主幹
- (9) 総括指導主事
- (10) 館長
- (11) 園長
- (12) 所長
- (13) 統括主幹
- (14) 室長補佐
- (15) 課長補佐
- (16) 担当課長補佐
- (17) 副館長
- (18) 係長
- (18)の2 担当係長
- (19) 館長補佐
- (20) 所長補佐

- (21) 教頭
- (21) の2 主幹
- (21) の3 総括主査
- (22) 主査
- (22) の2 専門員
- (23) 総括主任
- (23) の2 再任用主査
- (24) 主任
- (25) 指導主事
- (26) 社会教育主事
- (27) 主事
- (28) 司書
- (29) 学校事務職員
- (30) 技師
- (31) 栄養士
- (32) 教諭
- (33) 社会教育主事補
- (34) 主事補
- (35) 技師補
- (36) 司書補
- (37) 給食調理師主任
- (38) 給食調理師
- (39) 用務員
- (40) 再任用給食調理師
- (41) 再任用用務員

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年7月24日から適用する。

附 則 (昭和50年9月5日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年9月1日から適用する。

附 則 (昭和53年3月15日教委規則第3号)

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年1月27日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（昭和58年8月8日教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年11月7日教委規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年9月21日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年3月27日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年7月23日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年7月19日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年4月1日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年5月15日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の田辺町教育委員会職員の職の設置に関する規則の規定は、平成2年4月1日から適用する。

附 則（平成7年3月31日教委規則第3号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年7月24日教委規則第2号）

この規則は、平成7年7月25日から施行する。

附 則（平成10年3月30日教委規則第3号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年2月15日教委規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年7月29日教委規則第14号）

この規則は、平成14年8月1日から施行する。

附 則（平成15年3月27日教委規則第4号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月25日教委規則第1号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日教委規則第4号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日教委規則第2号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日教委規則第5号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月26日教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年8月1日教委規則第8号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日教委規則第12号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月14日教委規則第2号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月17日教委規則第6号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月24日教委規則第3号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日教委規則第2号）抄
（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日教委規則第7号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月15日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 1 1 号

京田辺市外国語指導助手取扱規則の一部改正について

京田辺市外国語指導助手取扱規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 1 8 日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

(提案理由)

本件は、語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）における報酬規定の改定に準じ、外国語指導助手の報酬を改定するため及び外国語指導助手の特別休暇及び育児休業等の待遇を会計年度任用職員の待遇に一致させるため改正を行う他、関係法令等改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものである。

京田辺市外国語指導助手取扱規則 一部改正概要

【改正内容】

- (1) 語学指導等を行う外国人青年招致事業（JETプログラム）における報酬規定の改定に準じて改正を行うもの。

(改定前)

1年目 月額28万円（年額336万円）
2年目 月額30万円（年額360万円）
3年目 月額32万5,000円（年額390万円）
4年目及び5年目 月額33万円（年額396万円）

(改定後)

1年目 月額33万5,000円（年額402万円）
2年目 月額34万5,000円（年額414万円）
3年目 月額35万5,000円（年額426万円）
4年目及び5年目 月額36万円（年額432万円）

- (2) 京田辺市外国語指導助手の特別休暇および育児休業等の待遇を会計年度任用職員の待遇に一致させるため改正を行うもの。

- ・特別休暇制度（病気休暇を除く）
- ・育児休暇制度（部分休業は追加）
- ・病気休暇取得で必要な診断書の必要な日数を3日から1日とすること

- (3) その他、引用している関係法令等が改正されたことに伴い改正を行うもの。

- ・刑法等の一部を改正する法律の公布（禁錮を拘禁刑に改める）
- ・京田辺市職員服務規程の改正
- ・京田辺市旅費条例改正

京田辺市教育委員会規則第 号

京田辺市外国語指導助手取扱規則の一部を改正する規則（案）

京田辺市外国語指導助手取扱規則（令和2年京田辺市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第1項」の次に「第1号」を加える。

第7条第1項第1号中「月額28万円（年額336万円）」を「月額33万5,000円（年額402万円）」に改め、同項第2号中「月額30万円（年額360万円）」を「月額34万5,000円（年額414万円）」に改め、同項第3号中「月額32万5,000円（年額390万円）」を「月額35万5,000円（年額426万円）」に改め、同項第4号中「月額33万円（年額396万円）」を「月額36万円（年額432万円）」に改める。

第9条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第16条及び第17条を次のように改める。

（特別休暇、介護休暇及び介護時間）

第16条 特別休暇、介護休暇及び介護時間は、京田辺市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年京田辺市規則第9号）の定めるところによる。

（育児休業及び部分休業）

第17条 育児休業及び部分休業は、京田辺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年京田辺市条例第4号）の定めるところによる。

第29条（見だしを含む。）中「職員証兼名札」を「名札及び職員証」に改める。

第30条第2項第1号中「第16条第1項第5号及び第6号」を「京田辺市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」に改め、同条第3項第1号中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

第34条第1項を次のように改める。

休暇の承認等の手続については、京田辺市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の定めるところによる。

第34条第2項を削り、同条第3項中「連続して3日を超える」を削り、同項を同条第2項とし、同条中第4項を削り、第5項を第3項とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第30条第3項第1号の改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

京田辺市外国語指導助手取扱規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
(身分) 第2条 外国語指導助手の身分は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。	(身分) 第2条 外国語指導助手の身分は、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。	パートタイム会計年度任用職員としての身分を明確にするもの
(報酬及びその計算) 第7条 外国語指導助手の報酬は、次の各号の任期に応じ、当該各号に定める金額とする。	(報酬及びその計算) 第7条 外国語指導助手の報酬は、次の各号の任期に応じ、当該各号に定める金額とする。	語学指導等を行う外国人青年招致事業(JETプログラム)における報酬規定の改定に準じて改正するもの
(1) 1年目 月額33万5,000円 (年額402万円) (2) 2年目 月額34万5,000円 (年額414万円) (3) 3年目 月額35万5,000円 (年額426万円) (4) 4年目及び5年目 月額36万円 (年額432万円) 2～4 (略) (費用弁償等) 第9条 (略)	(1) 1年目 月額28万円 (年額336万円) (2) 2年目 月額30万円 (年額360万円) (3) 3年目 月額32万5,000円 (年額390万円) (4) 4年目及び5年目 月額33万円 (年額396万円) 2～4 (略) (費用弁償等) 第9条 (略)	旅費制度見直しに伴う改正 項の繰上げ 特別休暇、介護休暇及び介護時間について、会計年度任用職員の待遇に準拠
2～4 (略) (特別休暇、介護休暇及び介護時間) 第16条 特別休暇、介護休暇及び介護時間は、京田辺市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年京田辺市規則第9号）の定めるところによる。	2 前項の規定により支給する旅費の額は、京田辺市職員の旅費に関する条例（昭和39年京田辺市条例第35号）別表に定める2級に相当する額とする。 3～5 (略) (特別休暇) 第16条 特別休暇は次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。	旅費制度見直しに伴う改正 項の繰上げ 特別休暇、介護休暇及び介護時間について、会計年度任用職員の待遇に準拠
(1) 父母、配偶者等が死亡した場合 父母、配偶者又は子が死亡した場合は、連続する10日の範囲内の期間。兄弟姉妹又は祖父母が死亡した場合は、連続する5日の範囲内の期間 (2) 外国語指導助手本人が結婚する場合 連続する5日の範囲内の期間 (3) 不可抗力の災害により自己の住居が損壊した場合 被害の程度に応じ教育委員会が必要と認める期間 (4) 通勤に要する交通機関の事故等による交通途絶の場合 当該交通途絶が解消するまでの期間 (5) 外国語指導助手本人が6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間 (6) 外国語指導助手本人が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する	(1) 父母、配偶者等が死亡した場合 父母、配偶者又は子が死亡した場合は、連続する10日の範囲内の期間。兄弟姉妹又は祖父母が死亡した場合は、連続する5日の範囲内の期間 (2) 外国語指導助手本人が結婚する場合 連続する5日の範囲内の期間 (3) 不可抗力の災害により自己の住居が損壊した場合 被害の程度に応じ教育委員会が必要と認める期間 (4) 通勤に要する交通機関の事故等による交通途絶の場合 当該交通途絶が解消するまでの期間 (5) 外国語指導助手本人が6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間 (6) 外国語指導助手本人が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する	旅費制度見直しに伴う改正 項の繰上げ 特別休暇、介護休暇及び介護時間について、会計年度任用職員の待遇に準拠

京田辺市外国語指導助手取扱規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
	までの日。ただし、産後6週間を経過した外国語指導助手が就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。 (7) 外国語指導助手が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間 (8) 外国語指導助手本人が生理日の就業が著しく困難な場合 届け出た生理日 (9) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する外国語指導助手が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日の範囲内の期間（養育する子が複数の場合にあっては、10日） (10) 配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹又は孫で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）の介護、通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他要介護者の世話を行うために勤務しないことが相当である認められる場合 1の年度において、5日（要介護者が複数の場合にあっては、10日） (11) 引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、介護休暇開始予定日から93日を経過する日の翌日以降も引き続き在職が見込まれる（93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ、更新がないことが明らかであるものを除く。）外国語指導助手が、要介護者を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合 通算して93日の範囲内において必要と認められる期間 (12) 引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、介護休暇開始予定日から93日を経過する日の翌日以降も引き続き在職が見込まれる（93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ、更新がないことが明らかであるものを除く。）外国語指導助手が、要介護者を介護するため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る前号の期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間 (13) 外国語指導助手本人が、妊娠中又は出産後1年以内であり、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 妊娠23週までは4週間に1回、妊娠24週から35週までは2週間に1回、妊娠36週から出産までは1週間に1回及び出産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合は、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、1日につき定められた勤務時間の範囲内で必	

京田辺市外国語指導助手取扱規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
(育児休業及び部分休業) 第17条 育児休業及び部分休業は、京田辺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年京田辺市条例第4号）の定めるところによる。 (名札及び職員証) 第29条 外国語指導助手の名札及び職員証については、京田辺市職員服務規程（昭和52年京田辺市訓令甲第4号）の規定を準用する。 (免職、休職等) 第30条 (略) 2 教育委員会は、外国語指導助手が次の各号のいずれかに該当するときは、その意に	要と認められる時間 (14) 外国語指導助手本人が妊娠中であり、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 1日につき定められた勤務時間の始め又は終わりについて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間 (15) 外国語指導助手本人が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度の7月から9月までの期間内において、原則として連続する3日の範囲内の期間（勤務時間が割り振られていない日を除く。）ただし、7月から9月までの間に任用期間が2月以上3月未満の場合は2日、1月以上2月未満の場合は1日、1月未満の場合は付与しないものとする。 (16) その他所属長が特に必要と認めた場合 所属長が必要と認める期間 2 前項第1号から第4号まで及び第13号から第16号までに規定する特別休暇は有給とし、第5号から第12号までに規定する特別休暇は無給とする。 (育児休業) 第17条 次の各号のいずれにも該当する外国語指導助手は、教育委員会の承認を受けて、その子を養育するため、当該子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6か月に達する日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日）までの間で、京田辺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年京田辺市条例第4号）に定める日まで、育児休業をすることができる。 (1) 引き続き在職した期間が1年以上である者 (2) その養育する子が1歳6か月に達する日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日）までに、その任期（再度任用される場合にあっては、再度任用後のもの）が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない者 2 育児休業期間中は、無給とする。 (職員証兼名札) 第29条 外国語指導助手の職員証兼名札については、京田辺市職員服務規程（昭和52年京田辺市訓令甲第4号）の規定を準用する。 (免職、休職等) 第30条 (略) 2 教育委員会は、外国語指導助手が次の各号のいずれかに該当するときは、その意に	育児休業及び部分休業について会計年度任用職員の待遇に準拠 京田辺市職員服務規程の改正に伴う改正

京田辺市外国語指導助手取扱規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
反してこれを休職にすることができる。 (1) 京田辺市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に規定する場合を除くほか、外国語指導助手が病氣（第33条第1項の疾病を除く。）、負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。次項の日数において同じ。）を超える場合 (2) (略) 3 外国語指導助手は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除き、その職を失う。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられた場合 (2) (略) (休職及び休職の手続) 第34条 休暇の承認等の手続については、京田辺市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の定めるところによる。 2 病氣又は負傷のため休暇を取得する場合及び休職を申請する場合は、医師の診断書を所属長に提出しなければならない。この場合において、所属長は、必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることができる。	反してこれを休職にすることができる。 (1) 第16条第1項第5号及び第6号に規定する場合を除くほか、外国語指導助手が病氣（第33条第1項の疾病を除く。）、負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。次項の日数において同じ。）を超える場合 (2) (略) 3 外国語指導助手は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除き、その職を失う。 (1) 禁固以上の刑に処せられた場合 (2) (略) (休職及び休職の手続) 第34条 第15条第2項並びに第16条第1項第1号から第4号まで及び同項第9号から第15号までの休暇を取得する場合は予定日数を、同項第16号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由をあらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出るべきでない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出るべきでない。 2 第16条第1項第5号から第8号までの休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所属長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出なければならない。 3 病氣又は負傷のため連続して3日を超える休暇を取得する場合及び休職を申請する場合は、医師の診断書を所属長に提出しなければならない。この場合において、所属長は、必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることができる。 4 前項の規定にかかわらず、所属長は、必要と認めるときは、連続して3日を超えない休暇を取得する場合であっても、診断書等の提出を求めることができる。	特別休暇、介護休暇及び介護時間について、会計年度任用職員の待遇に準拠することに伴い該当箇所を変更 刑法等の一部を改正する法律の公布により、懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑とする 休暇の承認等の手続について、会計年度任用職員の方式に準拠 休暇の承認等の手続について、前項で規定するため該当箇所を

京田辺市外国語指導助手取扱規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案		現 行	改正理由
<u>3</u> (略)		<u>5</u> (略)	削除

参考資料

総行国第 210 号
外報文人合第 1315 号
6 初教課第 45 号
令和 7 年 1 月 6 日

各都道府県・指定都市国際交流主管部長 殿
各都道府県・指定都市教育委員会主管部長 殿
各都道府県私立学校主管部長 殿

総務省自治行政局国際室長

(公 印 省 略)

外務省大臣官房人物交流室長

(公 印 省 略)

文部科学省初等中等教育局教育課程課外国語教育推進室長

(公 印 省 略)

令和 7 年度 J E T プログラムの運用改善について (通知)

平素より、地域の国際化、J E T プログラムの推進等に御尽力いただき、ありがとうございます。

近年の社会経済情勢の変化等を踏まえ、より一層の J E T プログラムの活用を図っていくため、この度、J E T プログラムについて、下記のとおり、運用を改善することとしましたので、お知らせします。

各位におかれましては、今回の通知をご理解の上、今後とも J E T プログラムの活用をお願いします。

また、都道府県主管部局におかれましては域内市区町村（指定都市を除く。）に対し、各都道府県教育委員会におかれましては域内の市区町村教育委員会（指定都市を除く。）に対し、都道府県私立学校主管部局におかれましては域内の私立学校に対し、本通知の内容について周知いただきますようお願いいたします。

記

J E T 参加者の年間報酬額については、平成 2 4 年度に見直しを行い、税控除前の額で、初年度は 3 3 6 万円程度、再任用された場合の 2 年目は 3 6 0 万円程度、3 年目は 3 9 0 万円程度とし、特に優れた者として 2 回を超えて再任用された場合の 4 年目及び 5 年目は、それぞれ 3 9 6 万円程度としたところですが、昨今の民間の平均給与や地方公務員の給与等の動向等も踏まえ、当該報酬額を見直すこととしました。

この J E T プログラム参加者の報酬額の見直しは、令和 7 年度から新規に任用さ

れる J E T 参加者及び令和 6 年度までに任用されている J E T 参加者全てに対して、令和 7 年 4 月 1 日以降適用するものです。

具体的には、税控除前の額で、初年度は 4 0 2 万円程度、再任用された場合の 2 年目は 4 1 4 万円程度、3 年目は 4 2 6 万円程度とし、特に優れた者として 2 回を超えて再任用された場合の 4 年目及び 5 年目は、それぞれ 4 3 2 万円程度とすることとします。これに伴い、J E T プログラム参加者及び姉妹都市や姉妹校提携など外国自治体等との交流に基づいて招致した外国籍の外国語指導助手等の任用に要する経費、私立学校における J E T プログラム参加者の雇用に係る都道府県の助成に要する経費に係る令和 7 年度の地方交付税措置についても見直す予定であることを申し添えます。

J E T プログラムでは、全国的に円滑な斡旋を行うために報酬等を統一的に設定する必要があることから、各任用団体におかれては、当該報酬額の見直しに伴い、関係規則等の改正や予算措置など所要の対応を行っていただきますようお願いいたします。

また、「私立学校における J E T プログラムの活用と留意事項等について」（平成 27 年 10 月 30 日付け総行国第 223 号、外報文人合第 1229 号、27 初国教第 107 号）においても依頼しているとおり、派遣先の私立学校においても、公立学校と同様に報酬額の見直しを行う必要がある旨を私立学校に周知いただくなど、一律の勤務条件の徹底につき御協力をいただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

総務省自治行政局国際室

（小西参事官補佐、^{くわ}葉^た田 主査、高橋事務官、大井事務官）

Tel : 03-5253-5527 E-mail : kokusai@soumu. go. jp

外務省大臣官房人物交流室

（浅井補佐、湯本主査）

Tel : 03-5501-8143

文部科学省初等中等教育局教育課程課外国語教育推進室

（澤浦補佐、藪本主任）

Tel : 03-6734-3480 E-mail : josui@mext. go. jp

議案第12号

京田辺市立学校水泳プール管理及び運営に関する規則の廃止について

京田辺市立学校水泳プール管理及び運営に関する規則を廃止する規則を別紙のとおり定める。

令和7年3月18日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、全市立小学校の水泳授業に民間施設での専門インストラクターによる水泳指導を導入したことに伴い、地域開放事業等を実施しないため、提案するものである。

京田辺市教育委員会規則第 号

京田辺市立学校水泳プール管理及び運営に関する規則を廃止する規則（案）

京田辺市立学校水泳プール管理及び運営に関する規則（昭和40年京田辺市教育委員会規則第1号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市立学校水泳プール(以下「プール」という。)の管理及び運営に関し必要なことを定めるものとする。

(管理)

第2条 プールの管理及び運営は、当該学校長が行うものとする。

(使用者の範囲)

第3条 プールの使用は原則として、当該学校児童並びに管理者が特に許可した市立学校及び地域子ども会等の団体(以下「団体等」という。)に所属する児童及び生徒に限る。

(使用期間)

第4条 プールの使用は、毎年6月10日から8月31日までの午前8時30分から午後4時までとする。

(使用の条件)

第5条 児童及び生徒については当該学校職員、団体等の使用は当該責任者の指導監督のもとに使用しなければならない。

(使用の責任)

第6条 使用に当たっては、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 責任者の引率及び監督を必要とする。
- (2) 管理及び運営に関する規則を厳守すること。
- (3) 使用中の事故その他の責任は使用責任者に帰する。
- (4) 使用中プールの施設、用具等を破損したときは、直ちに管理者に届け出るとともに復元の責を負うものとする。

(使用禁止)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、プールの使用を禁止する。

- (1) 学校運営に支障があると思われた場合
- (2) 管理者の指示又はこの規則に違反した場合
- (3) 学校又は市内に感染症が発生した場合

2 伝染性の疾患又は水泳不適の疾患を有する者は、プールの使用を禁止する。

(機械操作責任者)

第8条 プールの浄化装置その他の機械設備の操作及び入口の開閉は、当該学校の職員又は管理責任者の委任を受けた者が行うものとする。

(特別の場合)

第9条 その他特別の場合は、学校長の意見を聴き教育長が決める。

(委任)

第10条 この規則に定めるものを除き、管理及び使用について必要な事項は当該校長が教育委員会の承認を得て別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年12月21日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和57年12月1日から適用する。

附 則(平成18年8月10日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年8月20日教委規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年2月13日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

議案第13号

学校運営協議会を設置する学校（コミュニティ・スクール）の指定について

京田辺市学校運営協議会規則（平成27年京田辺市教育委員会規則第1号）第3条に基づき、学校運営協議会を設置する学校（コミュニティ・スクール）を別紙のとおり指定する。

令和7年3月18日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡弘高

（提案理由）

本件は、京田辺市立普賢寺小学校の学校運営協議会を設置する学校（コミュニティ・スクール）としての指定期間が令和7年3月31日付で満了となるため、同校を再指定したいので、提案するものである。

指定期間は、令和7年4月1日から2年間。

京田辺市学校運営協議会規則第3条に基づき、以下のとおり学校運営協議会を設置する学校（コミュニティ・スクール）を指定する。

1 指定する学校

京田辺市立普賢寺小学校

2 指定の日

令和7年4月1日

3 指定の期間

2年間

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5の規定に基づき京田辺市立学校に設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、保護者及び地域住民の学校運営への参画を進めることにより、学校と保護者、地域住民等との信頼関係を深め、ともに児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

(指定)

第3条 京田辺市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、前条の目的が達成できると認める学校について、協議会を設置する学校(以下「設置校」という。)として指定することができる。

2 前項に規定する指定の期間は2年間とし、再指定することができる。ただし、最初の指定の期間は、指定された日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

(所掌事項)

第4条 設置校の校長は、次に掲げる事項に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)について、協議会の承認を得るものとする。

(1) 教育目標及び学校運営に関すること。

(2) 教育課程の編成に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、校長が必要であると認める事項

2 設置校の校長は、前項の承認を得た基本方針に従って学校運営を行うものとする。

(意見の申出)

第5条 協議会は、設置校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、当該設置校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が府費負担教職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員をいう。)であるときは、教育委員会を経由するものとする。

(運営に関する評価)

第6条 協議会は、当該設置校の運営状況等について適切な時期及び方法により評価を行うものとする。

(運営への参画の促進等)

第7条 協議会は、当該設置校の運営について、保護者、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、その活動に関する情報を発信するとともに、保護者、地域住民等の意見の聴取に努めなければならない。

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は15名以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1) 保護者

(2) 地域住民

(3) 学識経験者

(4) 関係行政機関の職員

(5) 設置校の校長

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

2 設置校の校長は、委員を推薦することができる。

3 前項の推薦に当たって、設置校の校長は、委員の候補者を公募することができる。

4 教育委員会は、委員の辞職等により欠員が生じた場合は、新たな委員を任命することができる。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前条第4項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、当該設置校の指定の期間が満了したとき又は指定が取り消されたときは、委員は、その身分を失うものとする。

(守秘義務等)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 協議会及び設置校の運営に支障をきたす言動を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他委員としてふさわしくない非行を行うこと。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、本人から辞任の申出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (3) その他解任に相当する事由が認められるとき。

(報酬)

第12条 委員の報酬は、別に定める。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が在任しないときの協議会は、教育長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があるときは、当該設置校の校長その他教職員から報告及び説明を求めることができる。
- 5 会長は、必要があるときは、当該設置校の校長と協議のうえ、委員以外の者に会議の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議の公開については、京田辺市審議会等の会議の公開等に関する指針(平成25年4月1日施行)による。

(部会等)

第16条 協議会は、部会等必要な組織を置くことができる。

(運営に必要な事項)

第17条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則の範囲内において、協議会の運営に必要な事項を定めることができる。

(指導及び助言)

第18条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

(指定の取消し)

第19条 教育委員会は、前条の規定による指導及び助言を行ったにもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、学校の指定を取り消さなければならない。

- (1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合
- (2) 協議会としての合意形成が行えないと認められる場合
- (3) その他設置校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

(庶務)

第20条 協議会の庶務は、設置校において処理する。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後、最初の委員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

議案第14号

京田辺市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部改正について

京田辺市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和7年3月18日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、字句の整理と実状に合わせた所要の改正を行うため、提案するものである。

京田辺市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則
(案)

京田辺市立図書館の管理及び運営に関する規則（平成3年京田辺市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「連絡、」を「連絡及び連携並びに」に改め、同条第4号中「分館その他の施設」を「分室」に改め、同条第8号及び第9号中「連絡及び」の次に「連携並びに」を加える。

第4条第3号ただし書中「元旦」を「元日」に改める。

第6条中「・」を「及び」に、「若しくは図書館資料を破損し、又は紛失したときは、現品又は相当の代金をもって賠償しなければならない」を「を故意又は過失により損傷し、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の2項を加える。

2 図書館の資料を故意又は過失によって汚損し、若しくは破損し、又は紛失した者は、現品又は図書館長が指定する資料をもって、弁償しなければならない。

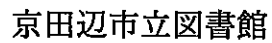
3 前2項の規定にかかわらず、館長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

第8条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、館長が特別の事情があると認めたときは、貸出期間を延長することができる。

第14条第1項中「著作権法上適法な」を「著作権法（昭和45年法律第48号）第31条に規定する」に改める。

別記様式第2号を次のように改める。



TEL

この規則は、公布の日から施行する。

京田辺市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
(事業) 第2条 図書館は、図書館法（昭和25年法律第118号）第3条の規定により、次の事業を行う。 (1) 及び (2) (略) (3) 他の図書館との連絡及び連携並びに相互協力の推進 (4) 分室及び移動図書館の運営 (5) ～ (7) (略) (8) 学校、公民館、博物館、研究所等との連絡及び<u>連携並びに協力</u> (9) 読書団体との連絡及び<u>連携並びに協力</u> (10) (略) (休館日) 第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、臨時休館日は、その都度掲示する。 (1) 及び (2) (略) (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。第5号において「祝日法」という。）第2条に規定する国民の祝日（以下「祝日」という。）。ただし、祝日（元旦を除く。）が日曜日又は土曜日に当たるときは除く。 (4) ～ (7) (略) (損害の賠償) 第6条 利用者は、図書館の施設及び設備を故意又は過失により損傷し、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。 2 図書館の資料を故意又は過失によって汚損し、若しくは破損し、又は紛失した者は、現品又は図書館長が指定する資料をもって、弁償しなければならない。 3 前2項の規定にかかわらず、館長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。 (個人貸出しの貸出数及び貸出期間) 第8条 (略) 2 (略) 3 前項の規定にかかわらず、館長が特別の事情があると認めるときは、貸出期間を延長することができる。 (複写)	(事業) 第2条 図書館は、図書館法（昭和25年法律第118号）第3条の規定により、次の事業を行う。 (1) 及び (2) (略) (3) 他の図書館との連絡、相互協力の推進 (4) 分館その他の施設及び移動図書館の運営 (5) ～ (7) (略) (8) 学校、公民館、博物館、研究所等との連絡及び協力 (9) 読書団体との連絡及び協力 (10) (略) (休館日) 第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、臨時休館日は、その都度掲示する。 (1) 及び (2) (略) (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。第5号において「祝日法」という。）第2条に規定する国民の祝日（以下「祝日」という。）。ただし、祝日（元旦を除く。）が日曜日又は土曜日に当たるときは除く。 (4) ～ (7) (略) (損害の賠償) 第6条 利用者は、図書館の施設・設備若しくは図書館資料を破損し、又は紛失したときは、現品又は相当の代金をもって賠償しなければならない。ただし、館長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。 (個人貸出しの貸出数及び貸出期間) 第8条 (略) 2 (略) (複写)	字句の整理 字句の整理 字句の整理 字句の整理 字句の整理 実状に合わせた改正 第1項改正に伴う新設 第1項改正に伴う新設 実状に合わせた改正

京田辺市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案		現 行	改正理由
第14条 利用者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条に規定する範囲において、図書館に設置してある電子複写機を利用して、図書館資料を複写することができる。	第31条に規定する範囲において、図書館資料を複写することができる。	第14条 利用者は、著作権法上適法な範囲において、図書館に設置してある電子複写機を利用して、図書館資料を複写することができる。	関連法規の記載
2 （略）		2 （略）	

京田辺市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案		現 行	改正理由
様式第2号（第7条関係） 貸 出 券 ○ ★本を借りるときは、必ずこの券を持ってきてください。 ★この券は、中央図書館、北部分室、中部分室、移動図書館共通で使えます。 ★住所、氏名、電話番号等が変わったときや、この券をなくしたときはお知らせください。 ★この券は、他人に貸さないでください。 京田辺市立中央図書館 TEL 北部分室 TEL 中部分室 TEL 9 0 0 0 0 0 1 (9) 京田辺市立図書館		様式第2号(第7条関係) 貸 出 券 ○ ★本を借りる時は、必ずこの券を持ってきてください。 ★この券は、中央図書館、北部住民センター図書室、移動図書館共通で使えます。 ★住所、氏名、電話番号等が変わった時や、この券をなくした時はお知らせください。 ★この券は、他人に貸さないでください。 京田辺市立中央図書館 TEL (京田辺市田辺辻40) 北部住民センター図書室 TEL (京田辺市大住内山1-1)	分室名変更 分室名追加

著作権法（昭和45年法律第48号）抜粋

（図書館等における複製等）

第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この条及び第百四条の十の四第三項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（次項及び第六項において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物（次項及び次条第二項において「国等の周知目的資料」という。）その他の著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものにあつては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合

二 図書館資料の保存のため必要がある場合

三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（以下この条において「絶版等資料」という。）の複製物を提供する場合

議案第 15 号

京田辺市立図書館協議会委員の委嘱について

図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 15 条及び京田辺市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成 3 年京田辺市条例第 1 号）第 6 条の規定により、別紙の者を京田辺市立図書館協議会委員に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 18 日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

（提案理由）

本件は、本市の図書館協議会委員の任期が令和 7 年 3 月 31 日で満了となるため、別紙の者を委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで。

別紙

新たに委嘱する者

委員区分	氏名	備考
学識経験のある者	原田 隆史	同志社大学免許資格 課程センター教授
家庭教育の関係者	島谷 千織	京田辺子ども文庫連絡 会
学識経験のある者	村木 美紀	同志社女子大学学芸学 部准教授
学識経験のある者	森崎 亮子	図書館を学ぶ会
社会教育の関係者	岩城 雄大	一般公募

参考資料

令和7年度京田辺市立図書館協議会委員名簿

氏名	委員区分	任期	委嘱・任命の別	新任・再任の別	備考
原 田 隆 史	学識経験のある者	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	再任	
島 谷 千 織	家庭教育の関係者	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	再任	
村 木 美 紀	学識経験のある者	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	再任	
森 崎 亮 子	学識経験のある者	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	再任	
岩 城 雄 大	社会教育の関係者	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	新任	
森 本 克 美	学校教育の関係者	R6.6.19～ R7.6.18	委嘱		
西 津 恵 子	社会教育の関係者	R7.1.15～ R7.8.24	委嘱		

○京田辺市立図書館の設置及び管理に関する条例

平成3年3月30日

条例第1号

改正 平成14年7月10日条例第22号

平成24年3月30日条例第11号

田辺町立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和30年田辺町条例第6号）の全部を改正する。

（目的及び設置）

第1条 京田辺市は、図書その他の図書館資料を収集し、整理し、又は保存して市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書館を設置する。

（名称及び位置）

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 京田辺市立中央図書館

位置 京田辺市田辺辻40番地

（分室）

第3条 図書館の分室の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
京田辺市立中央図書館北部分室	京田辺市大住内山1番地の1 京田辺市立北部住民センター内
京田辺市立中央図書館中部分室	京田辺市草内美泥22番地の2 京田辺市立中部住民センター内

（職員）

第4条 図書館に館長、事務職員、専門的職員その他必要な職員を置く。

（利用者の秘密を守る義務）

第5条 図書館は、資料の提供活動を通じて知り得た利用者の個人的な秘密を漏らしてはならない。

(図書館協議会)

第6条 法第14条の規定により、図書館に図書館協議会を置く。

2 図書館協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

3 委員の定数は10名以内とし、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員の報酬及び費用弁償は、京田辺市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年京田辺市条例第7号）の定めるところにより支給する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成3年6月規則第3号で、同3年6月28日から施行)

附 則 (平成14年7月10日条例第22号)

この条例は、平成14年9月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日条例第11号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

図書館法

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

図書館法施行規則

第三章 図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参酌すべき基準

第十二条 法第十六条 の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

議案第16号

京田辺市立図書館協議会委員の委嘱について

図書館法（昭和25年法律第118号）第15条及び京田辺市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成3年京田辺市条例第1号）第6条の規定により、別紙の者を京田辺市立図書館協議会委員に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和7年3月18日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

（提案理由）

本件は、本市の図書館協議会委員の任期が令和7年3月31日で満了となるため、別紙の者を委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和7年4月1日から令和9年3月31日まで。

別紙

新たに委嘱する者

委員区分	氏名	備考
学識経験のある者	原田 隆史	同志社大学免許資格 課程センター教授
家庭教育の関係者	島谷 千織	京田辺子ども文庫連絡 会
学識経験のある者	村木 美紀	同志社女子大学学芸学 部准教授
学識経験のある者	森崎 亮子	図書館を学ぶ会
社会教育の関係者	岩城 雄大	一般公募

参考資料

令和 7 年度京田辺市立図書館協議会委員名簿

氏名	委員区分	任期	委嘱・任命の別	新任・再任の別	備考
原 田 隆 史	学識経験のある者	R7. 4. 1～ R9. 3. 31	委嘱	再任	
島 谷 千 織	家庭教育の関係者	R7. 4. 1～ R9. 3. 31	委嘱	再任	
村 木 美 紀	学識経験のある者	R7. 4. 1～ R9. 3. 31	委嘱	再任	
森 崎 亮 子	学識経験のある者	R7. 4. 1～ R9. 3. 31	委嘱	再任	
岩 城 雄 大	社会教育の関係者	R7. 4. 1～ R9. 3. 31	委嘱	新任	
森 本 克 美	学校教育の関係者	R6. 6. 19～ R7. 6. 18	委嘱		
西 津 恵 子	社会教育の関係者	R7. 1. 15～ R7. 8. 24	委嘱		

○京田辺市立図書館の設置及び管理に関する条例

平成3年3月30日

条例第1号

改正 平成14年7月10日条例第22号

平成24年3月30日条例第11号

田辺町立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和30年田辺町条例第6号）
の全部を改正する。

（目的及び設置）

第1条 京田辺市は、図書その他の図書館資料を収集し、整理し、又は保存して市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）

第10条の規定に基づき、図書館を設置する。

（名称及び位置）

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 京田辺市立中央図書館

位置 京田辺市田辺辻40番地

（分室）

第3条 図書館の分室の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
京田辺市立中央図書館北部分室	京田辺市大住内山1番地の1 京田辺市立北部住民センター内
京田辺市立中央図書館中部分室	京田辺市草内美泥22番地の2 京田辺市立中部住民センター内

（職員）

第4条 図書館に館長、事務職員、専門的職員その他必要な職員を置く。

（利用者の秘密を守る義務）

第5条 図書館は、資料の提供活動を通じて知り得た利用者の個人的な秘密を漏らしてはならない。

(図書館協議会)

第6条 法第14条の規定により、図書館に図書館協議会を置く。

2 図書館協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

3 委員の定数は10名以内とし、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員の報酬及び費用弁償は、京田辺市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年京田辺市条例第7号）の定めるところにより支給する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成3年6月規則第3号で、同3年6月28日から施行)

附 則（平成14年7月10日条例第22号）

この条例は、平成14年9月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第11号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

図書館法

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

図書館法施行規則

第三章 図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参酌すべき基準

第十二条 法第十六条 の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

協議

複合型公共施設における公民館・図書館機能について

複合型公共施設における公民館・図書館機能について、協議する。

令和7年3月18日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

(協議理由)

本件は、公民館及び図書館機能が複合型公共施設へ移転した際の施設運営や整備の方向性について、協議するものである。

複合型公共施設における公民館・図書館機能について

1 趣旨

京田辺市では、文化ホールや中央公民館、中央図書館を複合化することにより、個々の施設における機能を超えて、様々な文化活動が“つながり”“ひろがる”広場のような新しい文化空間として機能し、新たに文化活動が生まれるなど、本市の持続的な文化活動の発展に寄与する複合型公共施設の整備を目指しています。

そこで、公民館及び図書館機能について、複合型公共施設へ移転した際の施設運営や整備の方向性を示すため、この「複合型公共施設における公民館・図書館機能について」を策定するものです。

2 公民館・図書館の課題

1) 中央公民館の課題（複合型公共施設基本構想抜粋を含む）

本市の生涯学習施設の中核施設である中央公民館は、昭和49(1974)年度に建設され、築後50年を経過しており、老朽化が進行しています。また、社会教育法に基づく利用上の制約や持続的な文化活動をする上で、運営面等に対して次のような現状と意見があります。

- ・施設や設備の老朽化が進んでいる。
- ・エレベーターが設置されておらず、バリアフリー上の課題がある。
- ・作品展示のスペースがない。
- ・サークル活動のための貸館としての利用が多く、利用者が固定化されている。
- ・利用者の年齢層に偏りがある。高齢者が多く、若年層が少ない。
- ・市民が受講できる講座は市主催の講座が主となっている。
- ・市主催の講座は初心者向けであり、ステップアップのための講座はない。ステップアップのためには、中央公民館登録サークルへの入会が必要となる。
- ・社会教育法に基づく施設であるため、原則として有料での講座等の開催は認められていない。
- ・原則として社会教育団体に対し使用許可をしており、個人的な利用ができないなどの制約がある。
- ・公民館の事業等を広く市民に周知できていない。
- ・学習者の相談に応じ、学習活動の支援を行う体制が不十分である。
- ・公民館講座で学んだ成果を市民が地域課題等の解決へ還元できる仕組みが不十分である。

2) 分館公民館の課題

- ・利用者が減少、固定化し、稼働率が低い。
- ・自治会の役員会等、限られた用途でしか利用していない。
- ・使用料収入が少なく、維持管理が難しい。
- ・習い事、葬儀等、集会所的な使い方も見受けられる。
- ・実際に社会教育事業があまり行われていない。
- ・常駐の職員がいない。

3) 社会教育法における公民館の規定について

公民館は、社会教育法において以下のような規定があります。

社会教育法（抜粋）

（公民館の運営方針）

第 23 条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- 一 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

この規定により、公民館で実施しようとする事業がもっぱら営利を目的とした事業に該当するか、疑義が生じたケースがあります。

- ・地場産野菜を販売するマルシェを開催する。
- ・国際交流事業で招いた外国の人達が、収益のために自国の物品を販売する。
- ・講師が著作物やCD、作品等を販売する。
- ・講師が無料でイベントを開催し、自身の教室を紹介する。
- ・会社が、京田辺市民を対象に説明会を開催する。
- ・参加費を集めてコンサートや映画会を開催する。
- ・市民向けイベントの開催スタッフの昼食弁当を業者が販売する。
- ・講師が、地域の子どもたちのためにそろばん教室を開催する。

社会教育施設としての位置付けを見直すことにより、使用の可能性が見込まれるものについて、以下のような事例があります。

- ・営利企業等による各種講座、資格取得講座・試験など
- ・市民団体等の主催事業によるチケット販売や物販、受講料等の徴収
- ・地元企業、産業関係団体による特産品等のPR事業
- ・フィランソロフィー（企業メセナ等も含む）など営利企業等による社会貢献活動
- ・コミュニティビジネスへの支援（スタートアップ講座など）

4) 中央図書館の課題

- ・従来型の図書館に留まっている。「普段から本を読む人」「本が好きな人」が来館する図書館であるため、年間での図書館利用者は全市民の約16%に留まっている状況である。貸出しを

含め、より多くの方に市立図書館に来館してもらうために、従来とは異なる新たなコンセプトの設定が必要である。

- ・ 一部の方にとって来館のハードルが高い。静かな環境を求める従来の利用者と、親子連れやグループで利用したい人との間に温度差があり、年齢や人数、障がいの有無など、誰もが気兼ねなく図書館を利用できるよう、新たなコンセプトに基づき、館内ルールやサービスの見直しを検討していく必要がある。
- ・ 「本を読みたくなる演出」が乏しい。開架冊数を増やすために、棚に隙間なく図書が配架されており、利用者が思いがけず新たな本に出会ったり、新たな興味や関心につながったりすることが生まれにくい状況である。本を借りる以外の目的や、特に目的がなくぶらりと図書館を訪れた方でも、思わず本を手にとってみたくなるような工夫やしかけが必要である。
- ・ デジタル情報の構築が不十分である。ICT技術の進展に伴い、今後デジタル情報がますます図書館に求められている。その中で、役割として京田辺市が所蔵する貴重な郷土資料などの地域資料をデジタル化し、永久的に保存する必要がある。また、図書館サービスの充実を図っていくために、電子図書の導入の検討を進める必要もある。インターネット予約のみならず、図書館をより身近な存在として利用してもらえるような環境整備を整えることが課題となり、紙の資料はもちろん、様々な媒体の資料から市民が学び、情報を収集できる環境を整備することが必要である。

3. 施設運営・施設整備の方向性

1) 公民館・図書館機能の方向性

- ▶ 誰もが気軽に行くことができる、行きたくなる施設
- ▶ 何でも知ることができる、学ぶことができる施設
- ▶ 人と出会い、つながることができる施設
- ▶ 学びをまちづくりに活かすことができる施設

これまでの課題をふまえ、複合型公共施設では、より多くの市民がつどい、「誰でもいつでも気軽に文化に触れ、活動できる環境づくり」の中心的役割を果たす施設とするために、以下のような事業を行っていく必要があります。

- ・ 市民ニーズをとらえ、現代的で多様な講座やイベントの開催
- ・ 図書館関連講座や図書テーマ展示の開催
- ・ 交流イベントの開催
- ・ 収益事業の規制緩和
- ・ 利用時間（図書館開館時間）の拡大

- ・予約や利用方法の利便性向上
- ・ICTの活用
- ・アウトリーチ活動による情報発信
- ・コーディネーターの育成、ボランティアの養成

2) 想定されるコンテンツの例

- ・サークル活動による市民の学び合い
絵画、書道、華道、陶芸、手芸、DIY、音楽、ダンス・舞踊、人形劇、語学、読み聞かせ、朗読、点字、健康・美容、料理、文芸、伝統文化、ビジネス、デジタル、育児、まちづくり、ボランティア 等
- ・創作活動支援事業（各種団体による公演、発表、展示活動）
サークル発表・展示、市民芸術家の個展・リサイタル、芸術家協会作品展、学校クラブ活動発表会、
- ・社会教育関係各種講座、研修会、スキルアップ講座
市民大学、資格取得講座（就業支援の観点）、図書館文学講座、カルチャースクール、大学講義・研究体験、天体観測会・文化芸術鑑賞事業（収益事業・興行含む）、パブリックビューイング（音楽・スポーツ）
- ・社会教育・市民交流関係イベント
京田辺市展、ハートフルフェスタ（人権作品の展示含む）、子どもの主張大会、郷土芸能まつり、インクルーシブコンサート、映画観賞会、視覚障がい者をつくる美術鑑賞ワークショップ、家庭教育セミナー、親育ち応援学習プログラム、子育て交流会、市民参画ワークショップ、こども食堂、シニアカフェ、国際交流イベント、サークル交流イベント
- ・子ども・若者に関するイベント
二十歳のつどい、こどものための音楽会、「匠の技」こども体験学習事業、市立中学校交流祭、こども映画会、子ども向けワークショップ（キッズ工作、人形劇、紙芝居、絵本専門士）、若者広場、若者議会、職業訓練、キャリア教育講座、婚活イベント
- ・地元産業等振興、交流事業
物産展、マルシェ、お茶のまち茶道体験、展示会、異業種交流会（ビジネス交流会）、リサイクル市、音楽市、アウトドア（BBQ）、星空飲み会（地元店舗によるバル）、就職フェア
- ・情報発信、来館者支援
施設案内（障がい者、高齢者、子ども、外国人等）、託児サービス、講座・サークル・イベント紹介、サークル体験会、出張講座・イベント

3) 必要な機能・設備の例

▶会議室、研修室（水道設備）▶文化ホール（音響室、調光室、映写室、リハーサル室、楽屋、コンサートピアノほか含む）▶音楽スタジオ（ドラム、ピアノ等大型楽器、録音、編集機材）▶ダンススタジオ▶和室▶調理実習室▶ものづくりスペース（絵画、書道、工作、デジタルアート、陶芸窯、3Dプリンターなど）▶展示ギャラリー▶交流活動室▶ワークショップスペース

▶図書館メインスペース▶閲覧スペース▶閉架書庫▶おなはしの部屋▶デジタルコンテンツ視聴室▶点字図書室▶対面朗読室▶返却ブックポスト▶自動貸出機（ICタグ）▶盗難防止ゲート▶レファレンスサービス▶図書除菌機▶拡大読書機▶予約図書受取コーナー▶電子図書館（デジタル情報サービス）▶移動図書館用車庫・書庫▶郷土資料スペース

▶ホワイエ（ギャラリー、ミニコンサート）▶多目的スペース（大型スクリーン完備）▶自習スペース（Wi-Fi、コンセント）▶市広報スペース（デジタルサイネージ）▶フリースペース▶市民交流ラウンジ（コンセント付きカウンター、カフェ）▶無料Wi-Fi▶飲食スペース▶インクルーシブ関連設備▶授乳室▶親子トイレ▶こども広場▶施設利用時託児サービス



クラフト作品の販売やワークショップ



ダンスレッスン



小規模なコンサート・発表会



ロビーコンサートによる音楽とのふれあい

4) 公民館としての位置づけの見直し

公民館については、社会教育の拠点として重要な施設ですが、「公民館」であるがゆえに社会教育法（第23条）における一定の制約により、市民の幅広い利用ニーズに応えられない場合もあることから、新たな施設においては、市民の主体的な学びや生涯学習活動への支援、市民活動やまちづくりの諸課題に対するための活動など、多様なニーズに対応していくため、中央公民館及び地域の分館公民館を幅広い視点で生涯学習を推進する場に転換するよう、社会教育施設としての位置付けについて見直すこととします。

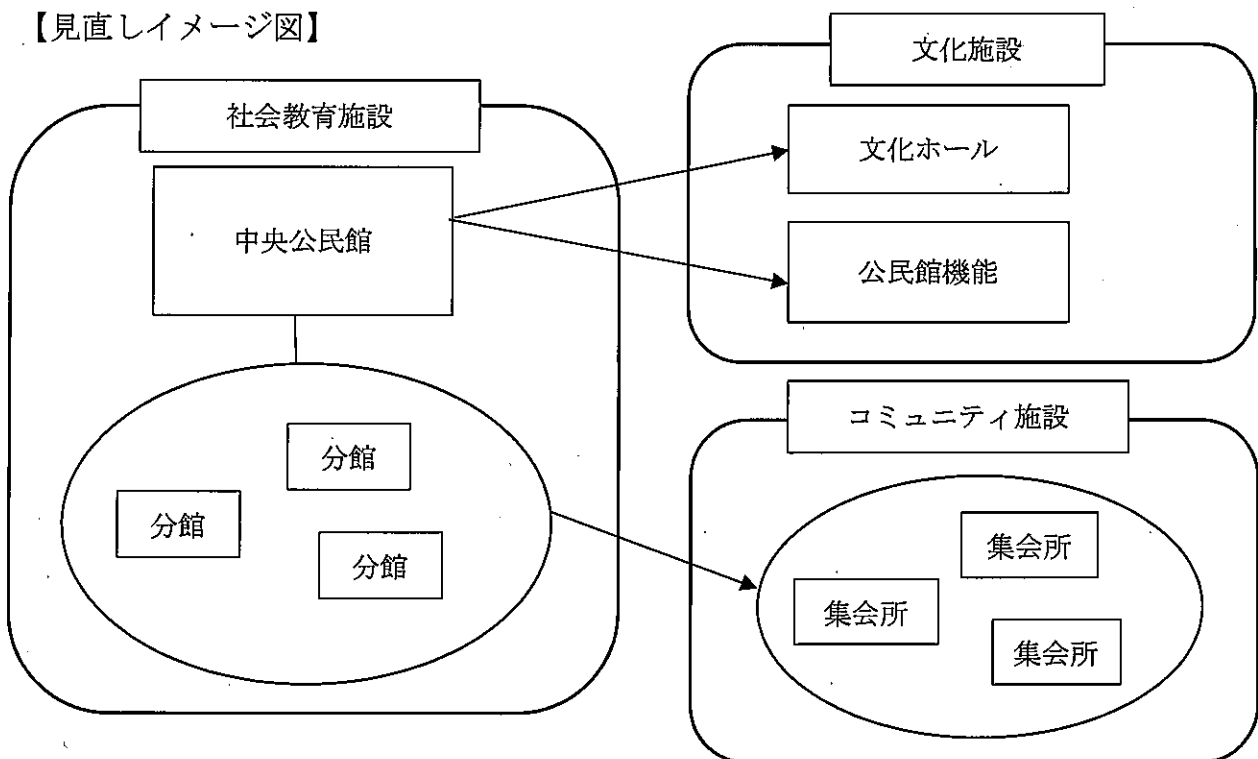
その上で、社会教育法における地方公共団体としての任務を果たし、公民館の役割を継承する観点から、引き続き市民活動への支援を行うとともに、市が行う社会教育事業についても、新たな機能や施設の融合による効果を活用した一層の充実を図ります。

なお、中央公民館の一時避難所としての役割についても、京田辺市複合型公共施設整備基本構想に示されているとおり、その立地特性を生かした防災機能施設として検討するものとします。

中央公民館は、新設される文化ホールと移転・拡充する生涯学習機能を合わせ、京田辺市の中心的文化施設としていきます。

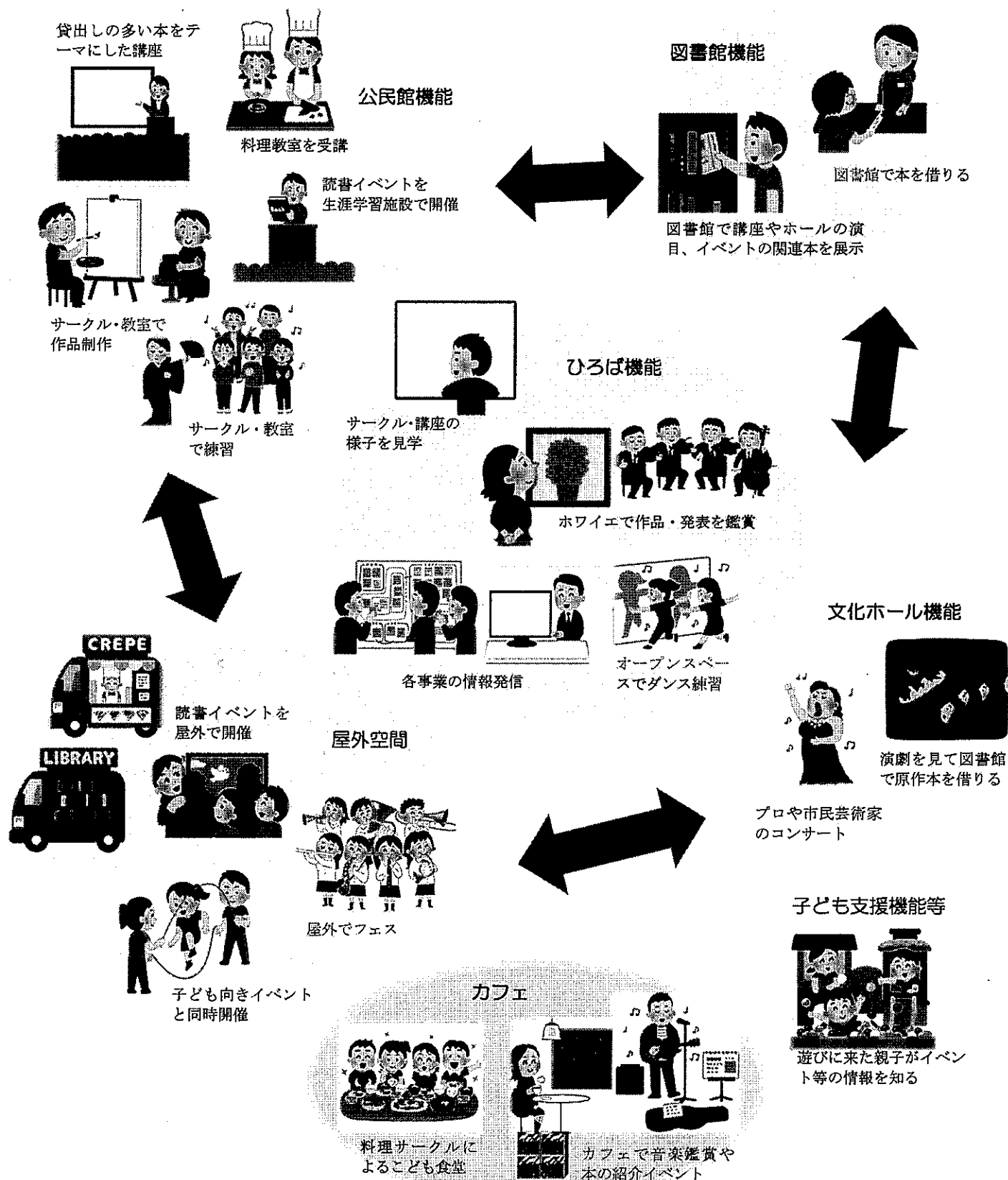
中央公民館の社会教育施設としての位置づけ見直しに伴い、中央公民館の分館として設置された42の分館についても、社会教育的機能は保持しつつ、より地域に即した活動を柔軟に行えるように、社会教育施設としての位置づけの見直しを検討します。分館公民館からコミュニティ施設(地域の集会所)とした場合も、管理・運営は引き続き地域(区・自治会等)で行われます。

【見直しイメージ図】



5) 複合型施設における公民館・図書館機能の連携の考え方

複合型公共施設整備のコンセプトである、「みんなで創る“つながり”“ひろがる”文化の広場」の実現のため、事業の連携や多様な文化活動の交流など、複合化のメリットを活かした施設運営が必要であり、その実現のための施設整備を行っていきます。



議案第15号

京田辺市立図書館協議会委員の委嘱について

図書館法（昭和25年法律第118号）第15条及び京田辺市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成3年京田辺市条例第1号）第6条の規定により、別紙の者を京田辺市立図書館協議会委員に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和7年3月18日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、本市の図書館協議会委員の任期が令和7年3月31日で満了となるため、別紙の者を委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和7年4月1日から令和9年3月31日まで。

別紙

新たに委嘱する者

委員区分	氏名	備考
学識経験のある者	原田 隆史	同志社大学免許資格 課程センター教授
家庭教育の関係者	島谷 千織	京田辺子ども文庫連絡 会
学識経験のある者	村木 美紀	同志社女子大学学芸学 部准教授
学識経験のある者	森崎 亮子	図書館を学ぶ会
社会教育の関係者	岩城 雄大	一般公募